

# 1950年代改憲論と新聞論説 (1952-1957年) : 地方紙を中心に (2・完)

梶 居 佳 広\*

## 目 次

|                     |            |
|---------------------|------------|
| はじめに                |            |
| I. 吉田内閣期の憲法論議と新聞論説  | (以上, 343号) |
| II. 鳩山内閣期の憲法論議と新聞論説 |            |
| III. 事実確認と考察        |            |
| おわりに                | (以上, 本号)   |

## II. 鳩山内閣期の憲法論議と新聞論説

1954年12月10日鳩山一郎が首相に就任した。これまでの紹介で明らかのように、鳩山はかねてから早期の明文改憲を主張していたが、首相就任後も、例えば1955年1月22日の施政方針演説において憲法改正を明確に言明していた。それゆえ、鳩山内閣期の新聞論説は、鳩山首相をはじめとする政府並びに改憲に反対する野党（社会党）の言動に直接反応したものが吉田内閣の頃に比べて目立っていたといえる。なお本章は石橋・岸内閣も（1956年12月から1957年の憲法記念日まで）扱うことにする。

(1) 1954年12月-1955年5月（憲法記念日）

① 内閣発足と第27回総選挙（2月27日）

宿願だった政権を樹立したとはいえ、鳩山首相率いる民主党は少数与党

---

\* かじい・よしひろ 立命館大学社会システム研究所客員研究員

であり事実上「選挙管理内閣」に過ぎなかった。それゆえ1955年1月24日衆議院は解散し翌月総選挙が実施される。この時期の新聞の憲法論説は、解散直前の国会での論議と解散・総選挙の期間にまとまって掲載されている。

まず国会審議では鳩山首相の日本国憲法への姿勢が議論となり、12月22日参議院予算委員会で「自衛隊は違憲ではない」とする政府統一見解が発表されたが、これに対して自衛隊は違憲の存在であることも理由の一つとして全面改憲を主張してきた『東京』(12月23日)や『時事新報』(23日)は、鳩山が改憲を主張したことには歓迎しつつも自衛隊合憲説には「ゴマカシ」と批判しており、『栃木』(23日)は自衛隊を攻撃する社会党の姿勢に反発している。なお、これまで吉田内閣の施政を概ね支持していた『時事新報』の場合、「憲法第9条は間違い」と題する27日社説において「ソ連の侵略的攻勢」という脅威から憲法第9条は対応できない点を強調しつつ、鳩山政権の対応について「自衛隊問題を吉田内閣攻撃の政争具に利用した因縁の為に今になっては自ら窮する」とも指摘している。

一方『南信日日』(24日)は現在に至るまでの(吉田内閣期を当然含めた)政府の憲法軽視の姿勢を批判し、『北海道』(22日)は「自衛隊を増強しない限り外国軍撤退は不可能」だろうが「外国軍駐留を認めた上での自衛隊増強は隷属軍隊になる」として(2月と同様)日米安保体制と絡めての憲法論議の必要を指摘している。この点興味深いのが、共同通信の配信論説(『上毛』『神奈川』『山梨時事』『伊勢』、また『山陰新報』『北日本』が一部利用)であって、「憲法問題の最も現実的な面」は自衛隊の兵力増強であるが、アメリカの要求による防衛力増強の経緯からみて改憲も日本の自主的判断による実施は困難ではないかとみている。その上で国民生活を圧迫する中での軍隊増強に対する日本国民の不安、さらに「制度上の理由」=「議会での3分の2の賛成」も挙げて改憲の実現を困難視するのであった(なお『山陰新報』はこの共同配信を従来の主張通り第9条改憲の必要性を認める方向へ表現を「修正」している)。

こうしたなか、『北海タイムス』『中部日本』（23日）、『高知』（25日）『秋田魁新報』（26日）、『中国』『大分合同』（27日）、『西日本』（25、30日）のように憲法解釈の明確化による憲法問題の解決を求める論説もまた数多く掲載された。このうち改憲に傾いていた『北海タイムス』『秋田魁新報』はこれ以上憲法軽視の状態を改めるためにも憲法解釈の明確化を、また『中国』は1953年時点で指摘した「戦力」の定義の明確化を再度求めているが、『中国』の場合「国家の自衛権は国家存在に伴う基本的権利」であるが「戦力」は「自衛力」を除く武力であると解し、その上で自衛隊の現状を含めて防衛問題を次期総選挙の争点にするよう訴えていた。一方『中部日本』は「実態と憲法のかい離」解消の方策として「憲法改正審議会」設置を、『西日本』は最高裁判所の機構改革による憲法問題の法的処理を（これまでと同様）求めている。

1955年に入ると、年頭から各党の憲法への見解の紹介や自社のスタンスをそれなりに明らかにした新聞が少数ながら出てくる。このうち安保条約の現状、人権尊重の観点から改憲を批判する『北海道』（1月3日）や『愛媛』（10日）の改憲反対・憲法擁護は前年の繰り返しであるが、『朝日』（4日）と『西日本』（7日）もまた保守政党（特に自由党）改憲案をそれぞれ「明治憲法的な逆コース的な「改悪」「旧憲法への逆戻り」と批判することで改憲反対のスタンスを明確にした。また『神港』（4日）は前述の共同配信をこの時点で利用することで改憲の実現困難性を指摘している。

一方、『栃木』（4、18日）と『河北新報』（6日）『毎日』（9日）『京都』（11日）はこれまで通り改憲を志向する立場からの社説を掲載しているが、同時に『栃木』を除く3紙は改憲を主導する保守勢力とは一線を画そうという姿勢も見せていた。『京都』は保守政党の改憲意見は「多分に逆コース的なもの」としつつも「改憲運動を反動視するのも行き過ぎ」として保守、革新両派に対して憲法問題での歩み寄りを求めており、『河北新報』の場合、日本国憲法は「与えられた憲法」で「政治的スローガンで

法律的に意味のない規定，法律で間に合うことまで憲法に盛り込んでいる」と批判する一方、「このような憲法をそのままにしておくことが「逆コース」の温床になる」とし「これ以上反動的な改正論をはびこらせないため」にも改憲が必要と主張するのであった。

衆議院解散以降，新聞紙面は衆議院選挙が中心となるが，「憲法改正の是非」が選挙の争点の一つという認識が報道記事・論説ともにみられた点は，それまでの選挙と異なっている。ただし社説となると，例によって，各党（民主党，自由党，左右社会党）の見解を紹介・整理し，改憲に積極的だったはずの民主党が憲法問題に明確な態度を示さないことや保守革新両勢力が憲法問題を政争に利用することへの不満は示すものの自らの見解表明は避けたのがほとんどだった<sup>1)</sup>。例えば，『読売』（1月22日）『毎日』（2月9日）『信濃毎日』（2日）『中部日本』（3，18日）『南日本』（15日）『北海日日』（16日：社会党への注文）『西日本』（18日）『北海タイムス』（25日），それに共同通信の配信（11日『埼玉』『山梨日日』『伊勢』，12日『いはらき』『岐阜』，14日『北陸』，16日『福井』）は社説の題名に憲法問題に関連した言葉を明記しているが，例えば共同配信は憲法に対する各党の政策・姿勢を選挙の争点として明確にすることを要求するに止まっている。こうした中，『岩手日報』（4日）『東奥日報』（13日）『神戸』（26日）は保守政党による改憲，共同配信（20日『山形』『山梨日日』など）は改憲による民法改正＝家族制度復活についてそれぞれ警戒する論説を掲載し，『日向日日』（4日）は両論併記ながら改憲にはあくまでも慎重を期すべきと主張していた。他方『石巻』（10日）と『毎日』（20日）は控えめながら改憲を求める見解を提示し，特に『毎日』は「憲法を無条件に擁護するという主張には賛同できない」として「護憲」を主張する社会党への批判にも力点を置いていた。この点『信陽』（1日）もまた「護憲派が議会の3分の1を超えることはない」との見通しから改憲の可能性が高いと指摘するが，『信陽』論説の場合，1953年後半までの激烈な現行憲法批判のトーンがかなり弱まっていたことにも注意する必要があるだろう。なお憲法に

は触れていないが『時事新報』（2月25日）は明確に民主党、自由党と  
いった保守勢力への投票を呼び掛けており、『北海道』（13日）は憲法擁護  
の立場をとる候補への支持を示唆する社説を掲載していた。

総選挙（2月27日投票）の結果、鳩山内閣与党の民主党が第1党（185  
議席）と躍進する一方、左派社会党（89議席）をはじめとする革新政党も  
議席を伸ばし合計議席（162議席）が国会での改憲発議を阻止できる「3  
分の1」以上を突破した。そのためかどうか、選挙直後の新聞論説は淡々  
とこの事実を伝えるだけのものが大半であったが、『新九州』（3月11日）  
は「形式より内容が重要」＝現憲法支持の立場から選挙結果を評価する論  
説を掲載している。一方、これまで改憲を主張してきた新聞の場合、『毎  
日』（3月1日）『山陰新報』（2日）『石巻』（5日）『栃木』（24日）は当  
面改憲が実現不能になったことを認める見解を示している。このうち『山  
陰新報』は社会党に対して「政策の現実化」に努めていることを認めつつ  
「批判政党からの脱却」を求める内容に止めていたが、『石巻』はこれまで  
通り天皇を元首とする改憲の必要性を、『栃木』になると「アメリカに  
よって押し付けられた占領憲法を独立国の憲法として甘んずるか否かとい  
う決意の下に国民の良識に訴える時が必ず訪れるに違いない」と指摘する  
ことも忘れてはいない。なお総選挙後開かれた国会（第22特別国会）にお  
いて、鳩山首相が日本国憲法無効論を主張して紛糾する場面（3月29日参  
議院予算委員会、31日に発言取消）がみられたが、この鳩山発言に（間接  
的であれ）反応した新聞社説はほとんど皆無の状態であった。ただし『防  
長』1紙のみが反応（4月2日）し、「押しつけられた憲法」を改め自主  
憲法を制定すること、外国軍の駐留を解消するためにも速やかなる再軍備  
＝第9条改憲の実行を主張している。

## ② 1955年憲法記念日

総選挙から2か月後にあたる1955年憲法記念日に社説で憲法を取り上げ  
た新聞は、全国紙の他に『北海道』『岩手日報』『河北新報』『山形』『北日

本』『北國』『北陸』『信濃毎日』『南信日日』『中部日本』『大阪』『神戸』『日本海』『山陽』『防長』『徳島』『愛媛』『西日本』『佐賀』『長崎日日』『日向日日』『南日本』であったが、『新潟日報』『京都』『中国』『熊本日日』など有力紙が社説として憲法を取り上げず、このため前年の記念日に比べると掲載新聞数は減少している。

この年の憲法記念日社説について半谷氏は、(1) 改憲の是非について立場を明確にした新聞が減って議論が低調であったこと、(2) 「改憲懐疑派が増大」し地方紙で改憲を主張したのは1紙だけだったことを指摘しているが、確かに今回調査した限り改憲を主張する地方紙は制定事情や内容から「改正論が起こるのはやむを得ない」という『防長』だけであった。この点、これまで改憲の立場が明確であった『河北』が「憲法を現状にあてはめるのは無理があるという議論も成り立たないではなかろう」が、(今回の)選挙の結果改憲は「困難になった」。鳩山首相は選挙結果を受け「現憲法を自由に解釈する方向」をとっているが、「法治国家としての道義を守り国民感情に対して率直な態度をとることを希望する」としてストレートな主張は控えているが、この河北社説でも明らかなように衆議院選挙の結果が各社の記念日の論説に影響を与えたことも大きな特徴といえよう。もっとも、影響の受け方において全国紙と地方紙の違いがみられた点もまた事実である。

まず全国紙については、基本的に論調の変化はみられなかった。ただし『読売』は前年の全面改憲批判に比べると力点を第9条改憲の必要性に再び移しており、『毎日』の場合「慎重な検討のうえでの改憲」を主張する他、選挙で最も強硬に「護憲」を主張した左派社会党への批判を展開している。すなわち左派社会党は「国会で絶対多数を占め、その政権を恒久化したうえで社会主義の原則に従って憲法を改正する」と主張している(はずである)。従って同党の「憲法擁護は便宜的なもので本当は現憲法とは根本的に異なった構想」を持っているのではないか。一方で他党は「議会制度の根本を変えたり言論統制をおこなうような改正論はほとんどなく」

「保守党の改憲論も修正論に過ぎない」と主張している（この点1954年における自由党案批判を一部修正したものといえよう）。一方、『朝日』の場合、全体の論調はこれまでと同様憲法擁護であったが、一方で「（日本国憲法について）個々の内容、表現において手を加えるべき余地の存することはあながち否定できない」と部分的・技術的な「修正」を指摘している点、前年までの擁護一辺倒の主張とは一線を画していた。恐らく2年前の記念日における憲法審議会構想と同様、（選挙の結果）改憲の可能性が当面遠のいたことで議論喚起に力点を移した結果であろう。

一方地方紙の場合、前述のように、改憲を主張する新聞はほとんどなかった。この点興味深いのは、共同通信の配信論説が現行憲法の人権規定＝離婚、扶養料といった家族制度関連の現状を紹介することで憲法理解を訴える内容であって、現行憲法への評価や憲法改定の是非には触れていない（もっともこの配信を利用した新聞は確認できる限り『山形』と『徳島』の2紙に止まる。なお『徳島』社説の結びは「改憲論が叫ばれるとってこの憲法の背骨をなす人権の享受が妨げることがあってはならない」と主張している）。前年の憲法記念日で（容認・やむなしも含め）「改憲賛成」やあいまいな立場をとっていた新聞のうち、「実際の政治運営にも国民の日常生活にも改正を必要とする問題はない」という『信濃毎日』は改憲反対、改憲の是非は「軽々に対処すべきでない」という『南日本』は改憲慎重の立場に戻り、『山陽』もまた憲法の意義を再確認している。『中部日本』の場合、再軍備可能な（第9条）改憲と全面的改憲を区別し、全面的改憲については批判するという『読売』と類似した見解を示しているが、これら新聞は（前年の自由党案に代表される）保守勢力の改憲構想には批判的である点で一致していた。また前年と同様「（憲法が）守られない現状」を懸念する『北國』をはじめ『北日本』『日本海』『四国』は現状・論点整理から憲法論議の必要性を説くほか、『長崎日日』は第9条をはじめ首相の指名議決や国会解散、衆参両院の性格、予算の増額修正権など運用上の疑義が目立つことは事実であるが勝手な解釈運用は許されない

と説いている。『南信日日』もまた現憲法について内容でも第9条をはじめとして「(意に) 沿わない点がある」ことを指摘しつつも「平和憲法の守ることのできる(国際)社会」の構築を呼び掛け、『大阪』は議論自体は必要であるが差し当たり第9条以外の条文改正は不急とする。『高知』も『大阪』と同様の見通しを示した上で人権擁護を特に強調していた。さらに前年は「憲法の前途は多難」とまとめた『佐賀』は現行憲法にせよ、現在の改憲論の動きにせよ、アメリカの圧力によるものであって「日本に力がない」以上現状の改憲は望ましくないという議論を展開している。これらの新聞はその大半が憲法を尊重し、改正については慎重な対応を求める点で一致していたといえよう。

これまで改憲反対・慎重の立場であった新聞の場合は、以前と同様、改憲反対を展開していた。『北海道』はアメリカの極東政策への不信感にもじませたのをはじめ、『岩手日報』『愛媛』、それに前年は憲法への言及を避けた『北陸』は保守勢力の主張する改憲論全般を批判している(『北陸』は改憲構想を「現憲法の生命をなす平和と民主主義の保障はほとんど抹殺される」とまで指摘している)。また『西日本』の場合、(既に解散前に明らかになっていた)政府の憲法調査会構想についても、(1)調査といっても改憲が目的であること、(2)選挙結果は改憲不可という判定で国民も「あえてすべきでない」と考えていること、(3)内閣に調査会を設置するのは妥当でないことを理由に反対姿勢を明らかにしている。一方、『神戸』は現憲法の意義を評価して人権規定などにみられる現実とのズレは現実が規定に合わせるよう努力すべきと主張している。憲法の意義の確認と啓蒙に力点を置いた新聞として『日向日日』と『愛媛』も挙げられるが、特に『愛媛』は「日本国民が現憲法の本質、改憲の動向に無関心すぎる」ことも指摘して「国民の不幸を防ぐ意味から憲法の1頁を開こう」と訴えている。このように議論喚起や「啓蒙」と共に、国民の憲法への関心の低さを問題視する論説が目についたのも1955年の憲法記念日論説の特徴といえ、この点2年前(1953年)の憲法記念日論説とも類似していた。

なお社説ではなくコラム欄にも数紙が憲法問題に触れているが、このうちこれまで改憲の立場を主張していた『熊本日日』が「憲法を生かそう」ないし性急な改憲批判を行っており<sup>2)</sup>、『東京』は「親の面倒をみない学生は今の憲法の思想だと当然」の事態と強調することで日本国憲法を批判＝改憲を主張している。

## (2) 1955年6月-1956年5月（憲法記念日）

### ① 保守合同（1955年11月）以前

総選挙の結果、早期の実現が困難になったとはいえ、首相をはじめとして鳩山内閣は明文改憲をあきらめたわけではなく、総選挙後召集された第22特別国会において（改憲を目的とする）憲法調査会法案の提出・成立を図った。すなわち6月14日に政府・与党との間で法案要綱がまとまり、27日清瀬一郎ら4人の議員立法という形で法案提出を果たした。憲法記念日以降の各新聞はこの憲法調査会法案をめぐる論議に関心を持つようになる。

この憲法調査会法案に対しては、改憲支持の新聞が法案に賛成で改憲慎重・反対派が反対というのが大まかな構図であり、反対派（『朝日』『西日本』（16日）、『南日本』（17日）、『愛媛』（19日））の反対理由は「改正」ありきの調査会設置でメンバー構成にも不安があるからというものであった。一方、法案を支持する新聞として『東京』（6月12日）、『京都』『防長』（16日）、『読売』『河北新報』（17日）、『夕刊岡山』（19日）、『北海日日』（20日）、『山陽』（21日）『時事（長崎）』（7月6日）が挙げられ反対派を上回っていた。ただし賛成といっても「改憲の為の調査機関を設けるのは極めて妥当」という『東京』や『防長』を除いて「学識者を中心にした調査機関に徹するべき」という『河北』のように純然たる調査機関ないし憲法問題を議論の場として必要だとする立場から調査会設置に賛成する新聞がほとんどであった。また『読売』は、これ以降翌年の憲法記念日まで憲法を主題した社説を掲載しなくなった。

憲法調査会法案に直接は絡まない議論として当初は改憲に前向きな議論, 例えば『東京』(6月12日)は改憲運動の必要性を, 『高知』(13日)は憲法尊重擁護の義務(憲法第99条)を持ち出す護憲論を言論封殺として反発する社説を提示していた。また, 『北日本』も憲法改正それ自体の必要を指摘(27日)した上で憲法をめぐる諸問題を調停する方策として憲法裁判所についても言及(28日)する論説を掲載している。ところが, 憲法調査会法案提出の中心人物である清瀬一郎が「占領下の憲法制定はハーグ条約・大西洋憲章違反で天皇・日本国民も自由意思を表明できない状況で制定」(7月4日), 「日本国憲法はマッカーサー憲法」(5日)と発言すると状況は一変する。『北海道』(6日)『朝日』『西日本』『河北新報』『信濃毎日』(7日)『熊本日日』(8日)『北海日日』(11日)『時事(長崎)』(15日)がこの発言に対し社説を掲載し, 「現憲法がマッカーサー憲法であることは事実」という『河北新報』や保守・革新両派の政争を批判する『時事(長崎)』を除いて清瀬発言には批判的であり彼らが主導する改憲意図をも疑うようになった。改憲には前向きな『熊本日日』は「占領軍の圧力で制定されたが国内的には合法的に成立した」憲法には「不備があり改正するのに吝かであってはならないが長所を歪めてはならぬ」と主張するが, 『西日本』は押し付け憲法論それ自体, 明治憲法による改正手続き, 二院制など日本側の意向も反映された点を考えると疑問であって, この問題以上に何よりも現政府が憲法を軽視することが問題であると批判した。『朝日』も『西日本』と同様の認識を示しつつ「憲法第99条で憲法擁護義務を負う国会議員が憲法を否認するような言辞を弄するのは奇怪」と強く批判しているが, この点最も辛辣であったのは『北海道』であった。同紙は大西洋憲章第3条について「あらゆる国民が自らその統治形態を選ぶ権利を尊重する」の部分にのみ清瀬は着目しているが, 同条はこのあと「主権と自治が暴力をもってはく奪されたところの国民にそれが復活されることを希望する」となっている。戦前日本は治安維持法などによって「主権と自治がはく奪」された状態で「ポツダム宣言, その必然的延長として

の日本国憲法によって主権の回復を保障」されたのが事実とする『北海道』は、清瀬氏はこれらの事実や大西洋憲章の条文を無視しているという。その上で『北海道』は敗戦・占領と共に明治憲法は事実上崩壊していたことも考えると清瀬の一連の発言・主張は彼が明治憲法復活論者であることを明確に示していると厳しく批判するのであった。

結局、憲法調査会法案（清瀬発言を受け7日に『信濃毎日』は法案反対の見解を發表し、一方『千葉』（6日）『大阪』（13日）は前述したような条件付きで調査会は容認している）はもう一つの保守勢力である自由党の支持が十分でなかったこともあって審議未了に終わり、7月末に国会も閉会した。閉会間際に『防長』（26日）が地元山口で自主憲法制定の国民運動のための準備委員会が結成（23日）されたことを紹介して「反動視」されることを懸念しつつ改憲運動の必要を強調しているが、『中国』（30日）は国会を回顧して鳩山による改憲構想について「9条のみならず、基本的人権の若干の制限、地方自治運営に制約」を加える点が特徴であると批判的立場から指摘しており、1年ほど態度が不明確であった『新潟日報』（8月5日）は憲法問題に対する保革双方の対応批判が主であるが保守勢力主導の改憲案を危険視する姿勢は明確に打ち出すようになる。この後、敗戦＝終戦10周年にあたる8月15日に『東京』『毎日』が戦後を回顧しつつ、またそれから約1週間後の『栃木』（23日）は憲法制定過程を改めて紹介する社説を掲載することでそれぞれ改憲の必要を訴えたが、今度は8月15日の砂田重政防衛庁長官談話（国防省創設、自衛隊の国防軍切り替え）や8月末に訪米した重光葵外務大臣による自衛隊海外派兵推進疑惑により改憲を志向する政府に対する各新聞の批判が再び強まることになる（なお海外派兵を支持したのは10月末『産経』に吸収される形で廃刊した『時事新報』のみであったが、同紙は1955年に入るとソ連との国交正常化に前向きな鳩山内閣を攻撃する論説・主張が目立つようになり憲法・内政問題への関心が相対的に低下している）。もっともこれらの問題を憲法と絡めて社説で議論した新聞は、国防省設置のためにも第9条改憲を主張す

る『防長』（8月23日）や重光外相の態度を批判する一方で派兵問題＝安保条約の改定論議を機に憲法第9条についても（改正の方向に）論議すべきという『熊本日日』（9月7日）、逆に訪米中の重光外相と会談したマッカーサーやジョージ上院外務委員長の発言を援用することで性急な改憲に反対する『愛媛』（9月5日）や鳩山内閣・党組織構成員の憲法軽視を懸念する『大和タイムス』（6日）など少数に止まった。『北海日日』（8月17日）『神港』（18日）の社説は何よりも憲法問題が保革の政争の具になることを批判して「憲法問題の見直し」を主張し、改憲それ自体には前向きな『京都』（22日）はこの問題に対する鳩山内閣のこれまでの拙劣な対応を批判していた。一方『京都』と同様改憲に前向きな『河北新報』は、（政府の政策擁護とは決していえないものの）独自の意見を提示している（9月29日）。すなわち、重光問題について「ある者は海外派兵そのものを非とし、ある者はそれを憲法違反とした。そしてこの2つの理由の間にほとんど何の結びつきもなかった」とした上で「憲法を守れという議論は憲法を守れという議論で行き詰まり、なぜ憲法を守らなければならないかの実質的裏付けがない」のではないかとする。これは「日本の憲法の多くの考え方が日本人自身の生活や体験から湧き出たものでない」からではないか、という。なお『河北新報』は文化の日（11月3日）においても、「文化生活の基礎」となるはずの憲法第25条（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）、第13条（生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利）、第19条（思想、良心の自由）が第9条と同様、実質的に死文化しているのが日本の現状だとする社説も掲載している。

1955年10月鳩山内閣の改憲姿勢への警戒も背景となって左右社会党が統一（13日）し、この社会党統一への危機感も一因となって翌月15日自由民主党が結成された（保守合同）。自民党は「現行憲法の自主的改正」を党の政綱に掲げ改憲路線を明確にしていたが、この社会党統一・保守合同について、大半の新聞が相当量の社説を掲載しているが、憲法問題を主にした、或いは両党の掲げる政策と憲法問題を絡めた社説は皆無であった。

## ② 保守合同以降の議会論議

保守合同によって鳩山内閣は一旦総辞職し改めて第3次内閣を発足させた（11月22日）が、12月2日の所信表明演説で鳩山首相は憲法改正実現を改めて明言し、20日に召集された第24国会において憲法調査会案を再び提出する（1956年1月11日）など、党の政綱に従い改憲を全面に掲げる態度にでてきた。1月7日には改憲実現のため議会で3分の2以上の議席獲得や4月までに改憲案を作成する方針を政府・自民党が決定している。

こうした鳩山政権・自民党の方針を受けての新聞社説は、1956年に入ってから本格的に掲載されるが、1955年にも改憲案提起について「今にも改正するような言動は慎重にすべき」だが再軍備に伴う第9条改憲や天皇元首化を求める『石巻』（24日）や自主的な全面改憲論の『防長』（12月20日）、逆に改憲提起を「永久平和の理想」「民主主義の理想」が後退するものとする『神奈川』（12月26日）や憲法調査会法案に対し性急な結論に反対した『徳島』（12月21日）が問題への立場を明らかにしている（もっとも『徳島』（11月27日）は「憲法の改正が政治上の争点であっていいのか」という問題提起も行っているが）。この点、『北日本』も両論併記的な解説であるが、共同通信の配信もまた（憲法の是非には触れず）憲法問題の現状と改憲・護憲両派の主張を解説したものであり、この配信論説を利用する地方新聞がかなり多かった（8日『福井』『岐阜タイムス』『伊勢』、9日『福島民友』『山梨日日』『日本海』、10日『山形』、11日『室蘭民報』）なお『南信日日』（11日）、『熊本日日』（20日）は配信を利用しつつ、それぞれ社会主義的な改憲構想を持つ（左派）社会党の姿勢への批判（『南信日日』）や国連加盟の場合、国連警察軍の義務を負う（『熊本日日』）との修正を加えている。

1956年正月に入ると『熊本日日』『いはらき』が元旦から改憲推進の立場を明らかにした。『熊本日日』『年頭の辞』は「我々は、憲法を便宜的に解釈する傾向を排して（中略）国内外政治の現実、国際連合の規定に鑑み、自主的に改正する必要を認める」として前年末と同様、国際連合加盟

も改憲理由に加えている。この点『いはらき』は1954年に引き続き社長の後藤武男が自ら執筆した論説であるが、『熊本日日』と同様、第9条について「世界の集団保障体制（国際連合）に加えてもらう」ためにも自衛権の明記を改めて主張している。加えて現行憲法は象徴天皇であるがゆえに共和制を採用した疑いもあるとして、天皇元首化による「立憲君主制」の採用を提唱していた。

一方『朝日』（3, 6日）、『西日本』（19日）は、従来通り保守勢力による改憲に警戒する見解、特に『西日本』は政府の憲法調査会構想に改めて反対する姿勢を明らかにしているが、『北海道』の場合、これまでの主張に加え、中国（中華人民共和国）やソ連との国交正常化が実現できない中での改憲には問題があるという指摘も行ってた。さらに『南信日日』（6日）は将来に改憲の必要は認めるものの憲法条項、特に人権条項は遵守すべきといい、『河北』（8日）もまた改憲支持ではあるものの専ら憲法の文体と法律との融通性について論じており改正すべき内容については言及していない。『北海日日』（22日）、『京都』（25日）は、憲法についての議論は当然必要だが問題は超党派で扱うべき問題との立場を明らかにしている。この点興味深いのは、これまで全面改憲の立場をとっていた『東京』が3日の社説において（改憲・護憲を両論併記した上で）自民党の改憲構想について「天皇の権能を強め基本的人権を弱める印象」があると批判していたことである。もっとも『東京』は21日社説になると改憲や憲法調査会設置に反対する社会党への批判を行うことで従来の見解に戻るのであるが。

1月30日鳩山首相が施政方針演説で「1956年こそ憲法改正の年」と公言したが、その後たびたび「問題発言」（31日「軍隊を持たない現行憲法反対」、2月29日「自衛のため敵基地を侵略してもよい」、3月8日「自衛隊は違憲の疑いがあるが国会が認めたのであるから憲法解釈を変えてもよい」）を繰り返したこと、また2月中旬から憲法調査会法案審議が進展したこともあって、新聞社説での見解表明も活発となり、新聞調査連盟の世

論調査「憲法改正と再軍備<sup>3)</sup>」も掲載されている（ただし小選挙区法案の方が重要とする新聞がほとんどであったが）。

まず全国紙は『読売』が沈黙する中、『朝日』と『毎日』がこれまでと同様の立場からの社説を掲載していた。すなわち『朝日』は「改正ありきの調査会」であるがゆえに改めて憲法調査会設置には反対（2月17日）し、また失言、というか憲法解釈や立ち位置をめぐって混乱を続ける鳩山の「ジレンマ」を批評する論説を掲げた（3月10日）。一方『毎日』は「結論だけで争うな」として感情的党派的対立を憂いているが「憲法は日本とドイツを無力化する政策の現れである」と断じ（2月1日）、社会党について憲法調査会支持・参加を求め（17日）、かつ国際司法裁判所・国連・極東安全保障体制確立という「武力以外の手段」を模索する社会党の防衛政策、並びに憲法前文と9条を要約したものと（『毎日』はいう）同党の自衛権解釈を「非現実的」と批判した（3月13日）。

一方、地方紙については、(1)『朝日』と同様に改憲警戒から憲法調査会の設置にも疑問・反対する新聞、(2)『毎日』と同様に改憲を推進する立場から憲法調査会設置を支持する新聞、(3)両論併記ないし保革両派の政争を批判しつつ議論の必要性を説く新聞、(4)そのほか独自意見を出す新聞に分かれている。

(1)の立場をとった新聞としては『北海道』（2月16日、3月3日）、『岩手日報』（2月20日、3月10、30日）、『信濃毎日』（2月3、17日）、『神戸』（2月12日）、『山陽』（2月29日）、『中国』、『愛媛』（2月1日）、『西日本』（2月2、17日、3月3日）が挙げられ、鳩山首相の自衛権（拡大）解釈については『南日本』（3月3日）も批判を加えている。これらの新聞は、鳩山発言批判もさることながら、保守勢力が目指す改憲構想や現憲法軽視の姿勢への警戒（それゆえに「超党派の改正を偽装するための調査会」と解する『信濃毎日』に代表されるように多くが憲法調査会についても内閣に設置することには明確に反対していた<sup>4)</sup>）を背景としている点で一致していた。この時期、最も熱心に社説を掲載したのが『中国』であ

る。中国は1956年の初頭から外部論説も多く掲載しているのだが<sup>5)</sup>、自民党の改憲意欲について「改憲理由が再軍備目的ぐらいいしかわからず」(2月23日)、改憲は「日本独立完成に必要」で現憲法は「押し付け」というが「占領の威嚇下で対等な平和条約締結は不可能」であるからサンフランシスコ講和条約なども「押し付け」といえるはずなのに憲法のみ「押し付け」と主張するのは不思議(18日)である。また「マッカーサー憲法」という表現は現行憲法の制定過程を回顧しても「現憲法を嚴重に検討した国会に対する不信の表れ」(3月17日)に過ぎないと批判している。そして焦点の自衛権と戦力の限界については、自衛権を認めるにしてもその行使の範囲をできるだけ狭くとるべき(2月3日, 3月6, 10日)と主張し、防衛力増強のための安易な改憲を批判するのであった。

一方(2)の立場をとる新聞としては『河北新報』『栃木』『東京』『熊本日日』(それに『静岡(東京だより)』)などがあげられる。これらの新聞は首相の一連の発言に問題があることを認める一方、社会党の反応への批判(『東京』2月2, 5日, 『河北新報』2月3日)と現憲法の「非現実性」を指摘(『栃木』『熊本日日』3月14日)する内容であった。このうち『静岡』は「押し付け憲法」論から社会党の態度は憲法を「不磨の大典」扱いするものと論難し、『河北新報』は、鳩山の発言に対しいきなり問責決議案を出す社会党は「憲法改正について神経衰弱」であり「愚劣」と厳しく批判している。『河北新報』は自衛隊の違憲論議(「憲法は自衛隊を置くことを許しているのか」)については「何人も承認しなければならない国の意見」を「何らかの方法で早く公定すべき」と主張していた(3月10日)が、この点『栃木』は、憲法解釈がはっきりできないのであれば「占領憲法再検討の必要」を強調し、また『熊本日日』は、憲法の解釈についてはむしろ社会党の方が「正しい」がゆえに「世界の現実に即していない」憲法は速やかに改正すべきと主張するのであった。また『山陰新報』は「個人のエゴイズムを離れて国家をどうするか」「現下の国際情勢の分析」から再軍備=憲法問題について判断すべきとした連続2本の社説(1月30,

31日)を掲載後、憲法調査会に社会党が参加することを求めている(2月22日)。

ただ改憲に前向きとみられる新聞であっても、例えば『北海タイムス』(2月18日)『高知』(4, 19日)『四国』(22日)の場合、憲法調査会への社会党参加を求めているが、まずは調査会の運営に注文をつけながら、または議論自体があいまいな上に政争と化している点について護憲派・改憲派双方を批判した上での主張であった。またこれまでは第9条を中心に改憲に前向きな主張を展開していた『秋田魁新報』が社会党の立場にも理解を示すようになり、改憲の是非は棚上げにして冷静・慎重な議論が必要との立場をとるようにもなっている(2月1, 19日, 3月17日)。これらの新聞はむしろ(3)の立場に近いといえよう。なお共同通信の配信論説もまた憲法調査会法案の解説・問題を紹介しながら最終的に(成立した場合は)社会党の参加を求めるといった内容であった(『下野』『山梨日日』『伊勢』『熊本日日』(17日)『室蘭民報』『山形』『福島民友』(18日)『東奥日報』(19日)が利用)。

憲法調査会法案などの現状解説や議論の必要を求める(3)の立場をとった新聞として、他に自民党改憲案を紹介した『北國』(3月30日)をはじめ、議論があいまいなままと評する『島原』(2月2日)『北海タイムス』(23日)、さらに『中部日本』(2月1, 17日)、『山梨日日』(2月1, 6日)『長崎日日』(1日)『大阪』(5日)『徳島』(17日)『北陸』(19日)『山陰日日』(2月24日, 3月12日: 第9条問題)が挙げられ、『北日本』(3月13日)は同時に論議を混乱させる鳩山首相への批判にも力点を置くようになった。率直に言って、地方紙、特に改憲の必要性それ自体は否定しない新聞の多くは(2)ではなく(3)の立場をとるようになったのだった<sup>6)</sup>。

このような(3)に派生する形で独自の見解をまとめたのが『新潟日報』である。『新潟日報』も2月時点では護憲・改憲双方を注文して冷静な議論を呼びかけ(18日)、その後鳩山の敵基地攻撃論を批判する論説(3月4日)を展開しているが、先にもふれた新聞連盟の世論調査結果、特に①

戦争放棄規定を中心とする改正の是非にわからないと答えたものが26.1%もあったこと、また② 多くが自衛隊を憲法違反の軍隊として認めつつ(62.6%)つつ、これを既成事実としてこの線に沿った改正を支持(46.4%)していたことに接して、国民の憲法への関心の低さ、「大勢順応的な事なかれ主義」に懸念を示すにいたった(16日)。なお「憲法への国民の関心の低さ」についてはこの時期『大和タイムス』(2月1日)もまた「現憲法を作り上げる過程に国民一般の参加がなかった」ことを理由としつつ指摘している。また独自の見解としては他に『日本海』(2月2日)が国会内で護憲改憲両派が水掛け論的な議論の応酬を続ける一方で「現実」は防衛力の強化が着実に進行するという「断層」の存在を、『佐賀』(2月1日)が憲法第25条の規定が現実には十分機能していないことを指摘していた<sup>7)</sup>。

4月に入ると地方紙紙面に「マッカーサー憲法草案」が紹介され、自民党憲法調査会から改憲構想提示の動き(28日「憲法改正の問題点」)がみられた。これに対して『栃木』はこれまで通り天皇、第9条、(権利ばかり偏重した)人権条項も含めて自民党の改憲構想を全面的に支持する社説(4月4日)を掲げたが、一方「憲法はもらいもので一番素性がよい」という『山形』(19日)やコラムではあるが(1954年前半までは押し付け憲法論を展開していた)『福島民友』(18日)が改憲を危険視する見解を示している。さらに『中国』もまたこれまでの自民党の改憲の動きを「国家に対する「挙国一致」など国家意識が国民を支配する最近の米国」を「形式的にまねる」ものであって、実は「独立と言いながら翻訳調を一步も出していない」ものと皮肉をこめた社説(26日)を掲載している。なお『信陽』(1日)については両論併記的な解説を掲載したが、以前にみられた激的な改憲主張はすっかり影をひそめている。

### ③ 1956年憲法記念日

1956年の憲法記念日は、国会で改憲の是非をめぐる論議の高まりや調査

会法案の審議中であったことを反映して、前年よりも数多くの新聞が憲法を取り上げた（全国紙の他、『北海道』『北海日日』『室蘭民報』『岩手日報』『河北新報』『秋田魁』『山形』『千葉』『神奈川』『北日本』『北國』『山梨日日』『山梨時事』『信濃毎日』『南信日日』『岐阜タイムス（2日）』『中部日本』『京都』『大阪』『神戸』『和歌山』『山陰日日』『山陰新報』『山陽』『中国』『徳島』『高知』『西日本』『佐賀』『長崎日日』『大分合同』『日向日』『南日本』）。

例によって半谷氏の調査によると、この年は「慎重論が一番多い」と特徴づけ、改憲賛成5（毎日、ジャパントイムズ、京都、室蘭民報、山陰新報）、改憲反対6（朝日、千葉、山陽、長崎日日、大分合同、南日本）、慎重25（読売、産経、日経、北海道、北海日日、河北新報、秋田、山形、北日本、信濃毎日、南信日日、岐阜タイムス、中部日本、大阪、神戸、和歌山、山陰日日、山陽、徳島、四国、高知、佐賀、日向日）と具体的な新聞名も挙げて紹介している。ただし、今回改めて調査をしたところ分類には若干疑問がある。すなわち、「慎重（改正を否定はしないが時期尚早、慎重に対応すべき）」に分類される新聞の多くが実質的に改正反対に近い主張を展開しているからである。例えば、『北海道』は社説の結びこそ「改正が必要だとしても、もっと時機を待つべきである」とまとめているものの、論の大半は自民党憲法調査会がまとめた『憲法改正の問題点』について「明治憲法への郷愁」が根本精神をなしているといった全面批判に費やされている。また「反対」に分類されている『大分合同』の社説は実は共同通信の配信を基本に編集した内容であって、一方その共同配信（『福井』『山梨時事』加えて『岐阜タイムス』と『夕刊京都（6日）』が抜粋利用）は「現憲法が（中略）完全な満足すべきものではないことは多くの国民の認めるところ」としつつも、「明治憲法とは比べものにならない進んだ内容」でその基調である「民主主義と平和主義」は擁護しなければならず、この点「自民党の意図する改正の方向は時代逆行的である」と指摘した内容であった。さらに「3原則（民主主義、平和主義、人権尊重主

義)」を崩す恐れを懸念する『岩手日報』や『神奈川』も「改正反対」に近い立場であったとみてよい。

また全体の論調は「慎重」に分類するのが妥当かもしれないものの、『読売』『山梨日日』『信濃毎日』『南信日日』『神港』『徳島』『四国』『愛媛』『高知』は保守勢力の改憲構想並びに言動への懸念を指摘していた。例えば『山梨日日』は「敵基地攻撃，紀元節，天長節式典強制」といった関連事実を指摘しつつ「戦後11年にして民主主義最大の危機が到来した」といわれるとしており、『徳島』も「自衛のための最小軍備が徴兵制復活，旧家族制などの復活を招きかねない」という。この点，特に注目すべきは全国紙でこれまで第9条改憲を強く主張してきた『読売』が改正慎重論に「転向」したことであろう。『読売』は去年6月以降憲法問題について沈黙していたのだが「憲法改正は急がぬ方がよい」と題した社説で「憲法は自主的に制定すべき」としつつも「新憲法は（中略）今や血になり肉になっている」。改憲については「伝えられる憲法改正案」は天皇元首化，権利制限，家族制度復活など「我々の危惧が空虚な心配でない」と思わせる内容で賛同できないという。結局「憲法改正のごときは国の大事業であり駆け足ですべきではない。そして現在改正を急ぐ要因は何もない」と主張するのであった。なお『中国』は社説としては珍しく口語体を用いて現行憲法を「平和主義」で「世界に通じる立派なもの」とした上で「憲法の本質」とは何か考えようと訴えていたが，日本国憲法を積極的に評価しようとする新聞も改憲反対論の新聞を中心に幾つかみられる。

一方，改憲を主張した新聞のうち、『室蘭民報』『山陰新報』はこれまで通り，現状にそぐわない第9条を中心とした改憲を主張する内容であり、『山陰新報』は保守勢力の改憲案を「今の憲法の基本，基盤はそのままにしている」と評するようになっている。一方『毎日』『京都』は改憲に前向きであるものの政争の具となった「感情的な憲法論議」を批判することに力点を置いた議論を展開している（『京都』は記念日の2日前＝5月1日社説において自民党の改憲構想のうち家族制度の規定（現憲法第24

条)の改変については「旧家族制度の復活をもくろむものという改正反対論者の反発」も無理はないとも指摘している)。この点、これまで改憲に前向きだった『高知』と逆に改憲の動きに批判的だった『西日本』が護憲・改憲双方を批判しつつ改憲は急ぐべきでないと主張する他、『中部日本』『北國』『秋田魁新報』『北日本』『神戸』『山陰日日』『佐賀』『日向日日』、それに初めて憲法を社説で取り上げた『和歌山』が現状解説や両論併記、或いは憲法に関する論議の必要性を強調した。そしてこれらの新聞の多くが、改正の是非を最終的に決めるのは国民であるが、その国民の憲法への関心がそもそも不十分であることをも強く指摘するようになっていく。例えば『中部日本』は「国民は憲法を読んでいるか」、『愛媛』は「国民の不幸を防ぐ意味からもみんなで憲法の1ページに眼を向けよ」と呼びかけるのであるが、この点全体の論調は従来通り「現実と憲法の基本精神に矛盾が存する」として改憲志向をもにじませた『河北』もまた、先に触れた新聞世論調査連盟並びに昨年12月実施(13日記事)の朝日新聞調査結果(改正賛成30%, 反対25%, 意見なし45%)を踏まえて「意見なしの状態では憲法が左右され国家の運命が決まるのは恐るべきこと」としてまずは憲法を理解する啓発活動の必要を訴えるのであった。

なお、以上のように(前日も含めた)憲法記念日に限定すると改憲反対ないし慎重の立場の新聞が圧倒的多数であった(『東京』朝刊の特集論説記事は憲法研究会<sup>8)</sup>「新日本国憲法草案」を紹介し、『熊本日日』コラムが「平和を叫んで自衛権すら否定する」憲法を批判している)。ただし、なし崩し的に防衛力が増強されてきたこれまでの事実経過を考えると近い将来の改憲は不可避とみる『琉球新報(夕刊)』や『島原』(民間放言)のような論説もあった。また5日以降、6日の『夕刊京都』は共同通信配信をもとにまとめた改憲反対論であるが、5月8日に掲載された『栃木』の場合「朝鮮動乱は日本を狙うソ連の陰謀」であったと断定した上で、(従来通り)現憲法は「ナンセンスな戦争放棄、権利のみの人権尊重、家族制度の抹殺」が内容と指摘し「(現憲法に)矛盾や不都合を感じない人は奇

怪な存在」とまでいって自主憲法制定を訴えている（もっとも同時に改憲の早期実現は困難との見通しも立てているが）。また同日の『静岡（東京だより）』は「押し付けられた憲法」を前提にしつつも現状の「泥仕合のような感情論」を批判し、『新潟日報』は国民の歴史的経験の不足に懸念を示しつつも、新憲法に“進歩”を認めこれを体得することで現状の「憲法問題の独走」を阻止すべきであると憲法を擁護する立場を明らかにしている。

### (3) 1956年 6 月以降

#### ① 参議院選挙（7月11日）前後

憲法記念日の2週間後（16日）、憲法調査会法案が参議院を通過し成立した。この出来事について『毎日』（5月17、22日）『栃木』（26日）はもちろん評価し、共同通信配信（『山梨時事』『福井』『大分合同』（19日）、『熊本日日』（20日）や『京都』（23日）、『神港』（27日）もまた調査会の構成・運営には注文をつけつつも社会党の参加を求めている。この点、これまで同法案に対して慎重・反対の姿勢をとっていた新聞はなお「審議は尽くされていない（『愛媛』17日）、「改憲のため調査会になる恐れ（『信濃毎日』17日、『西日本』18日、『山陽』21日）」との懸念を示しているが、成立した以上はこれらの懸念を解消するべく調査会の運用面への注文はもちろん、社会党にも「善処」を求める見解（『愛媛』）も示されている。ただし、法案成立はちょうど小選挙区法案の帰趨に関心が集中していたこともあって、2月の本格的な審議入りに比べて大きな話題とならなかったことも事実であった。

結局、小選挙区法案をめぐる乱闘の末、6月3日国会は閉会（同法案は廃案）となり次の焦点は参議院選挙となった。参議院は衆議院と違って解散がなく任期6年で半数ずつ改選という仕組みのため、この選挙は自民党が推進してきた改憲の為の発議が早期に実現できるかどうかを占う場となり、結果「改憲の是非」が最大の争点となった（なお自民・社会二大

政党制＝「55年体制」が成立して初の全国規模の国政選挙でもあった）。新聞調査連盟の調査<sup>9)</sup>や新聞の報道記事、そして社説においても大半が「選挙の大きな争点」として憲法問題に言及はしている。ただし『北日本』は表題こそ「憲法改正」を盛り込んでいるものの「憲法改正の是非」を選挙の重点、投票基準に据えることには反対しており、また他の大半の社説も憲法問題と言及するのみか、論点整理が中心であった。『西日本』が2回にわたって社説で取り上げ（6月14, 19日）、占領の所産ゆえの改憲論には批判を加えつつ、改憲すべきかどうかは日本の現状・将来にとって望ましいかどうかの問題であると解説し、『新潟日報』（7月1日）も問題を解説しつつ、特に改憲を唱えながらも選挙の争点からは外そうとする自民党の姿勢を批判している。また『熊本日日』（7日）と『中国』（8日）は投票直前に際して、今回の選挙と改憲の是非の関連を紹介してこの問題を投票の際重視すべきひとつであると解説した。ただし、以前と同様であるが、選挙期間中に社としての見解を提示した新聞はほぼ皆無であった。

7月11日投票の選挙結果は自民党61、社会党49であり、自民党が第1党を維持したものの社会党も大幅に議席を伸ばし非改選分も含め改憲反対派が3分の1以上の議席を確保するのに成功した<sup>10)</sup>。つまり当面の「憲法改正」が不可能となったわけで、大半の新聞社説もまたこの事実を紹介した。この点共同通信は「憲法改正に国民の判断」という表題を掲げ選挙結果を自民党の実質的敗北、社会党の勝利との認識を示したが、その要因として「性急に改憲を図った自民党の自滅」と指摘している。ただし改憲の是非までは踏み込んでいない。この配信論説はかなりの数の地方紙に掲載されている（『上毛』『下野』『北陸』『福井』『山梨日日』『伊勢』『日向日日』）が、他に『神戸』も独自の論説であるが共同配信とほぼ同様の認識から現状解説をしたものであり、『沖縄タイムス』は当面憲法改正問題が棚上げになったと指摘している。一方、改憲派の『毎日』『室蘭民報』もまた選挙結果が「憲法改正の挫折」につながることを認めているが<sup>11)</sup>、『北海タイムス』『佐賀』などは（憲法改正そのものを否定しているわけで

ないが)「早期改憲不可能」となった結果に「ほっとしている」と安堵し、『岩手日報』は地元岩手選挙区で自民党が敗北したこともあわせ「憲法改正阻止が共鳴した結果」と肯定的に評している。『西日本』になると、結果判明直後の社説(12日)において早くも(改憲目的で設置された)憲法調査会の今後をやや否定的にみるのであった。そして、この参議院選挙の結果判明と共に、社説のみならず報道においても憲法問題はほとんど忘れ去られるようになる。要するに全国紙・地方紙共に、長年の懸案であった日ソ国交交渉(1956年10月共同宣言調印)や相次ぐ首相の交代(12月石橋湛山内閣, 1957年2月岸信介内閣)といった内外情勢に関心を集中させるのであった。なお吉田自由党時代から自由党憲法調査会会長などを歴任し熱心な改憲論者として知られる岸信介首相も1957年2月の就任以降日本国憲法についての持論・積極的な言動を封印しており、それゆえ新聞論説においても憲法問題に反応することはなかった。

参議院選挙以降のこの時期、憲法論議において比較的テーマになったのは法案が成立した憲法調査会についてであった。まず参議院選挙の直後から『東京』(7月16日), 『静岡』(東京だより, 8月5日), 『山陰新報』(12日)という改憲に前向きな新聞が改めて社会党の参加を求めており、この点共同配信(8月17日『山形』『四国』, 18日『山陰日日』)も調査会の将来に注文をつけつつ社会党参加を希望していた。一方『西日本』(12日の他に7月28日)『東奥日報』(8月5日)『朝日』(7日)は早期改憲不能になったために調査会は「忘れられた存在」になるのではとの懸念やありようの見直しを改めて求めている。

翌年4月に入ると岸首相が憲法調査会の発足に本腰を入れ社会党に改めて参加要請(6日: 社会党は拒否)をしたこと、また自主憲法期成議員同盟の広瀬久忠会長が憲法改正試案(いわゆる「広瀬試案」)を公表したこともあって幾つかの新聞社説でも憲法問題が話題となる。この点『下野』(17日)が自民党とアメリカの要請により再び脚光を浴びてきたと評し『栃木』(19日)も「改憲問題の再燃」と解説しているが、特に『栃木』の

場合淡々とした事実紹介に止まり前年までの激烈な憲法批判・改憲要求はすっかり影をひそめている。憲法調査会については『北海道』（8日）が「サンフランシスコ体制からの脱却が先行しない限り」そもそも改憲論議は意味がないとしたほか、『朝日』『西日本』（11日）がこれまで通り調査会のありように懐疑的な立場から少なくとも、委員から国会議員を除外して学識者のみにするよう再検討を求めており、一方改憲派の『石巻』（5日）『山陰新報』（11日）は逆に調査会参加を拒否する社会党を批判している。この点、『北海日日』（6日）、『新潟日報』（8日）、『南信日日』（9日）、『秋田魁』（10日）、『大分合同』（15日）それに共同通信配信（7日『福井』『岐阜タイムス』8日『長崎日日』9日『山梨時事』10日『神港』11日『四国』18日『山形』）は、法案成立から8か月も放置したのは怠慢であり、また4月に入ってからの岸首相の動きは6月に予定されていたアメリカ訪問を意識したものではないかと政府を批判した上で、改憲を必ずしも目的とせず、人選も学識者には当然改憲反対論者も含むよう慎重に行うべきといった注文をつけている。広瀬試案については『愛媛』『島原』（9日）、『河北』（10日）、『北海道』『夕刊京都』（11日）、『神戸』（16日）が社説で取り上げているが、これまで改憲に理解を示したことのあった『河北』『島原』でさえ、それぞれ「法律で済ませべき問題を憲法に入れようとしている」「国民の希望と要求にこたえるものでない」と批判的であった。『神戸』は参議院構成の改正については（推薦制については運用に問題を残すものの）現在より進んだものとも評価しているが、それ以外（天皇の地位、第9条、家族制度、国会の機能）の改変については問題が多いと批判しており、『北海道』になると改憲案全体が「国権思想を基調」とし、「民権・権利意識を嫌悪」しているとみて全面否定の見解を提示している。他の新聞もまた単なる事実紹介で評価には言及していない『愛媛』を除いて広瀬試案に批判的であった。

なお憲法調査会（と広瀬試案）に関連した話題以外として、『北日本』が国際連合加盟に際して社説を掲載している（11月13日）。『北日本』は日

本国憲法の戦争放棄規定が国連憲章（第 4 条）の「集団安全保障に対する分担義務」と抵触するという疑いがあるとの指摘について、実際は常任理事国内の対立もあって「義務遂行能力」を問題にされることはない。従って国連加盟のための改憲は必要ないとまとめている。また『河北』（11月 9 日）と『日本海』（2 月 10 日）『南信日日』（12 日）『中国』（18 日）『京都』（19 日）が憲法問題に関する（政府）世論調査を社説に取り上げている。11 月掲載の『河北』は国民が憲法への関心が低いことを前提に世論調査についての注文（設問の表現、結果の公表）であったが、調査結果判明後に掲載した 3 紙の場合、『日本海』は自衛軍の必要を認める意見が 67%なのに再軍備賛成が 33%であることに注目し、「つじつまがあわなが国民感情の上では妥当なもの」と評する一方、『南信日日』『中国』は改憲云々を言う以前に国民の無関心・認識不足が大きな問題であることを強調し、『京都』は改憲の是非の前に国際情勢を質すという設問の「誘導」を批判していた<sup>12)</sup>。

## ② 1957年憲法記念日

1957年憲法記念日は、施行から10年ということもあって、今回調査した中では最も多くの新聞が社説で憲法を取り上げており、全国紙の他、『北海道』『北海タイムス』『北海日日』『東奥日報』『岩手日報』『河北新報』『石巻（4日）』『秋田魁新報』『山形』『いはらき』『下野』『上毛』『東京』『神奈川』『新潟日報』『北國』『山梨時事』『信濃毎日』『南信日日』『中部日本』『伊勢』『滋賀日日』『京都』『大阪』『神戸』『神港』『大和タイムス』『日本海』『山陰日日』『山陰新報』『山陽』『中国』『徳島』『四国』『愛媛（2, 3日）』『西日本』『佐賀』『島原』『熊本日日』『大分合同』『南日本』が社説で憲法問題を掲載した。

半谷氏によると、1957年は(1) 最近の改憲論争の盛り上がりもあって、改憲論の焦点として第 9 条の他、憲法全面にわたって指摘されるようになった。(2) しかし改正の賛否についてはあいまいな見解が多く明確だっ

たのは3, 4の新聞（産経、大阪、ジャパントイムズなど）に過ぎない。全体に前年と同様、改憲慎重論が多数であるが含みのある表現も多いとまとめている。だが今回の調査によると、これらの指摘自体に大きな誤りはないものの、もう少し別の整理の仕方があるように思われる。

まず(2)については、改憲派の衰退がさらに目立ったことを指摘しなければならない。具体的には、これまで改憲に前向きな議論を展開してきた『河北新報』と『京都』が改憲慎重・擁護論に転換したことが大きい。『京都』は一昨年（1954年）の衆議院、昨年（1955年）の参議院選挙結果を「国民の健全な良識」の反映と解して、「性急な改憲よりも、どうすれば憲法の精神をよりよく行かせるべきかに主力を注ぐべき」と前年記念日とは論調を変え、『河北』もまた「規定と現実のズレ」があることは事実で「憲法の理想はあまりに理想論に過ぎているかもしれない」が「恥ずかしい理想ではない」。そして改憲の動きについては「今の憲法」を「国を滅ぼした過去の憲法に逆戻りしてはならない」と批判している。また（共同配信に依存しているため、これまでも改憲一色とはいえなかったが）『いはらき』は憲法第21条の言論の自由の問題を特化してはいるが条文の擁護、そのための不断の努力を主張し<sup>13)</sup>、1954年までは留保なしの全面的改憲を主張してきたが2年ほど沈黙していた『滋賀日日』（1955年『滋賀』から改題）もまた護憲・改憲両派の主張を解説した上で制定過程より内容を重視すべきであると憲法擁護の立場を明らかにするのであった。

一方、改憲になお前向きな姿勢を明らかにした新聞は『毎日』『石巻』『東京』『山陰新報』『熊本日日』の5紙であり、例年通り現状解説調の『北國』が第9条改憲の可能性について言及している<sup>14)</sup>。もっともこのうち明確に改憲を主張するのは『石巻』と『山陰新報』に過ぎない。確かに『熊本日日』社説は現憲法を「マッカーサー憲法」と呼び、『毎日』は「一党独裁、永久政権は許されない」、『東京』は「(社会党も)私権制限の為の改憲が必要」が本音でないかと護憲を主張する社会党を揶揄しながら改憲を滲ませた主張を展開しているが、もはや改憲を全面に主張することはな

かった。これら3紙（と『北國』）は、むしろこれまでの論議でみられた「国論の二分化」「政争化」を懸念し、議論の喚起ないし国民の理解の促進により力点を置いているところに特徴があるといえ、そのため近く発足する予定の憲法調査会に期待を寄せている。なお3紙と同様、憲法論議の必要を強調する社説は『北海タイムス』『南信日日』『日本海』『佐賀』『大阪』などにもみられ、特に「自衛隊を日のあたる場所に出すべき」であるという『北海タイムス』や李ラインと再軍備との関連を強調する『日本海』『南信日日』は（改憲にも理解を示した）両論併記的な議論を展開している。また『佐賀』は現在の憲法を中心とした「対立」は新旧思想（資本主義対修正資本主義ないし反資本主義）の反映でもあるが、どちらにせよ憲法の大眼目である「自由の保証」が守るべきであると主張していた。

これ以外の新聞は、前年参議院選挙の結果もあって（その多くは明確に護憲を主張したわけではないが）当面の改憲には反対の立場であった（『東奥』は「押し付けによる改憲の是非は参議院選挙で決着した」と指摘する）。共同通信の配信は「日本の実情にぴったりしない翻訳調」と前年記念日より否定的ニュアンスの表現をしつつも、「民主、平和」といった現憲法の問題を指摘しつつも尊重し生かすべきという主張は『中部日本』『徳島』『四国』『南日本』にもみられた。これまでの論議において改憲にもっとも否定的であった『北海道』になると、「日米地位協定、破壊活動防止法、ビキニ環礁」などの事例をあげつつこの10年間の憲法とその周辺の動向を回顧することで政府（やアメリカ）の憲法軽視を厳しく批判し、一方現憲法については高く評価してその精神を「骨肉化」せよと啓蒙する主張を展開していた。この『北海道』と同様、現憲法を積極的に評価する主張は（既にふれた『河北新報』『滋賀日日』『京都』以外に）『東奥』『信濃毎日』『伊勢』『山陰日日』『山陽』『中国』『徳島』『愛媛』などにもみられ、特に1954年時点では第9条改憲を主張していた『高知』が日本国

憲法の平和主義を高く評価するようになっている。また憲法記念日に際して何の反応も示さないなど「冷淡」な政府の姿勢や自民党の改憲構想を批判する論調も『北海道』『信濃毎日』以外に『北海日日』『岩手日報』『下野』『神奈川』『新潟日報』『中部日本』『中国』『西日本』『南日本』など数多くの新聞社説にみられた。相変わらず国民の憲法への関心の低さを指摘する『大和タイムス』を含めて、（明確に護憲を主張するわけではないが）現行憲法の理解促進や憲法の理想実現を訴える社説がこれまでに比べ目立っていたのも1957年憲法記念日の特徴の一つであった。

なお(1)について、半谷氏の紹介では憲法の各条項が検討対象となった指摘されており、確かに全国紙の『読売』『産経』は「全面にわたる」と述べ、共同通信の配信は（4月発表の広瀬試案の紹介も兼ねて）天皇の地位、戦争放棄、参議院構成、基本的人権と公共の福祉、首相の権限、地方自治を、『河北新報』は国会の構成、地方首長の選出、人権の尊重、男女同権、『下野』は家族制度、憲法改正手続きなどを列挙していた。ただし共同通信は「軽々に是非を断定するわけにいかない」とするものの、他の地方紙は列挙した論点について基本的に現憲法の規定を維持・擁護すべきとの立場であったことも同時に指摘する必要がある。結局のところ、実際は（例年通り）第9条の問題を多くの新聞が憲法問題の焦点として取り上げている。改憲ないし改憲に近い立場の新聞は当然条文と現実のずれから「再軍備」可能な方向を志向する主張を行い、特に『静岡（東京だより）』は国際情勢並びにアメリカとの向き合い方を考えると「護憲と安保廃棄」を両立させる護憲派の主張は理解不能とまで述べている。一方、現状から議論を出発しても『伊勢』は再軍備（と第9条改憲）それ自体の必要性を、『中国』『四国』は再軍備改憲を国民が支持するかどうかを疑問視する見解を示していた。さらに『北海道』『信濃毎日』『西日本』になると、「不平等」な日米安全保障条約と行政協定、またこれらの取り決めに基づき日本全土に展開する米軍基地の存在といった「現状」を考えると日本が自主的な改憲を行うことは可能であるかどうかとも疑問視している。こ

の点『秋田魁新報』は安保条約改廃と憲法改正の関連、要するに「対等な安保条約による改憲」の可能性を示唆しているが、これは3年後岸内閣による日米安全保障条約改定を予測する内容であったともいえよう。

### Ⅲ. 事実確認と考察

#### (1) 事実確認

I, IIでそれぞれ吉田、鳩山(石橋・岸内閣を含む)内閣期の憲法に纏わる論議と新聞論説を紹介してきた。まず今回明らかになった事実確認を行いたい。

第1に、独立回復から施行10周年までの憲法をめぐる新聞論説は、日本国憲法それ自体の評価、というか憲法改定(改憲)の是非を扱ったものが圧倒的多数であった。もちろん第9条と再軍備をはじめ、1952年と1955年総選挙時(特に前者)の最高裁判官の国民審査や解散権(第7条)、第81条の最高裁の違憲審査権など憲法の解釈に関する論説も多く掲載されている。ただしこれら「解釈」に関する論説も、結局のところその大半が改憲の是非に結びついた議論であったことは否定できない。この点興味深いのは、日本国憲法制定期には議論の中心であった(象徴)天皇制に関する問題が、改憲構想における元首規定(への反発)を除いてほとんど憲法論議との絡みで話題にならなかったことであろう。ただ憲法の意義・現状を解説する(占領期の「啓蒙型」に近い)社説も1955年頃から一定数みられるようになっており、日本国憲法を主に論じたものとは言いにくいが毎年行われた人権週を記念する論説もこの「啓蒙・普及」タイプの論説に位置づけられる。なお、この時期の「改憲」は、一部の主として日本国憲法改憲に前向きな新聞(=『毎日』『東京』『京都』など)が社会党(特に左派系)の改憲=財産権の制限や労働権の充実といった「社会主義に適合した改憲構想」もしばしば(揶揄しながら)指摘し、また『毎日』『河北』『京都』などの改憲主張は主観的には保守勢力主導の改憲構想と一線を画

そうとしていたものの、実際は保守勢力が主導し第9条を改定＝再軍備、又は人権・天皇・統治機構なども加えて全面的な改定を目指した憲法改定論を指す言葉として理解されていた。

第2に、とはいえ、憲法に関する新聞論説は全体に活発であったと言いつても難しかった。表2は今回調査した地方紙が毎年どの程度（何本）の憲法論説（＝憲法を表題にした論説並びに解釈を含め憲法を主に論じたもの、改憲の是非について一応の見解が示されているものに限定し、政局に関する論説で憲法について簡単な言及しかない論説は除外）を掲載したかをまとめたものであるが、積極的に議論を展開していた新聞はそれほど多くない。もちろん、ブロック紙（や後述する共同配信を多く載せた地方紙）をはじめ『北海日日』や『北國』などかなり熱心に社説を掲載した新聞も存在するが、一方で（社説の掲載が基本的でない、またはごく少数だった『静岡民報』や『長崎民友』はともかく）、名古屋の夕刊紙（『名古屋タイムス』『新東海』『東海毎日』）や福岡の夕刊紙（『フクニチ』『新九州』）、『デーリー東北』といった数多くの夕刊紙・地域紙、さらには既存紙の中でも『福島民報』『奈良日日』『和歌山』は5年間のうちでほとんど数える程度しか憲法論説を掲載しなかった。なお米軍施政下の沖縄の2新聞も再軍備には懸念を示すものの日本本土の憲法問題にはそれほど関心がない。また（読者には問題ないことだが）少なくない地方紙が共同通信からの配信を利用しており、一部新興紙（『山梨時事』『北陸』『神港』）に加え、既存紙の中でも『山形』『福島民報』『いはらき』『上毛』『福井』『山梨日日』『岐阜タイムス』『伊勢』『四国』『大分合同』などは基本的に共同通信の配信に依存していたといつてもよい。時期的には1953年後半から1954年にかけて、また1955年後半から1956年参議院選挙頃までは現実政治における憲法論議の高まりを受けて社説掲載数も増加しているが、そうであっても、例えばメーデー事件、重要立法、造船疑惑、小選挙区法案など他の重要案件があれば憲法は必ず脇に追いやられていることになった。5年間、継続して社説を公表した新聞は（あえて指摘すれば部数20万以上である有力紙を

表 2 1952-1957年の地方新聞の憲法社説・論説数とその論調

|        | 1952 | 1953 | 1954 | 1955 | 1956 | 1957 | 論 調                                |
|--------|------|------|------|------|------|------|------------------------------------|
| 北海道新聞  | 5    | 5    | 8    | 7    | 7    | 3    | 一貫して改憲反対。日米安保体制にも批判的。              |
| 北海タイムス | 1    | 2    | 3    | 3    | 3    | 1    | 一部共同利用。特に1954年改憲論に傾斜するが、慎重論。       |
| 北海日日新聞 | 3    | 2    | 6    | 5    | 7    | 3    | 解説中心で政争批判、両論併記的な慎重論。               |
| 室蘭民報   | 0    | 1    | 5    | 1    | 3    | 0    | 一部共同を利用。改憲論だが、1956年以降、現状解説のみ。      |
| 函館新聞   | 5    | 2    | 2    | 0    | —    | —    | 解説で改憲慎重論(1955年廃刊)。                 |
| 東奥日報   | 0    | 3    | 2    | 1    | 2    | 1    | 1954年に部分的な改憲も容認するが、その後は改憲慎重論。      |
| デーリー東北 | 0    | 0    | 2    | 0    | (1)  | 0    | 社説は1954年1本のみだが、記事は改憲慎重。            |
| 岩手日報   | 1    | 3    | 5    | 4    | 6    | 1    | 1954年以降、改憲反対の立場。一部共同利用。            |
| 岩手新聞   | 1    | —    | —    | —    | —    | —    | 解説。1952年廃刊。                        |
| 河北新報   | 4    | 3    | 2    | 7    | 4    | 2    | 改憲に積極的であったが、関心の低さに力点。1957年憲法擁護に転換。 |
| 石巻新聞   | 1    | 1    | 7    | 3    | 1    | 3    | 再軍備、天皇元首化といった改憲を主張。                |
| 秋田魁新報  | 0    | 1    | 5    | 1    | 4    | 2    | 1953-54年は再軍備目的の改憲論、その後慎重論。         |

1950年代改憲論と新聞論説（1952-1957年）（2・完）（梶居）

|        |   |   |    |   |   |   |  |
|--------|---|---|----|---|---|---|--|
| 山形新聞   | 4 | 6 | 10 | 3 | 5 | 2 | 共同通信依存で1本の論説を2回に分ける場合が多い。独自論説はより改憲慎重・反対論。    |
| 福島民報   | 1 | 1 | 2  | 0 | 0 | 0 | 共同通信依存で独自主張なし。                               |
| 福島民友新聞 | 1 | 3 | 3  | 1 | 1 | 0 | 一部共同利用。1954年前半まで全面改憲、以後慎重論？                  |
| いはらき   | 1 | 3 | 7  | 1 | 2 | 1 | 共同通信依存だが後藤社長は全面改憲論、1957年に転換？                 |
| 下野新聞   | 1 | 3 | 4  | 0 | 3 | 2 | 共同通信を一部利用。1957年はより慎重論。                       |
| 栃木新聞   | 6 | 5 | 6  | 6 | 7 | 1 | 一部共同利用。激的な全面改憲論、1956年5月以降？                   |
| 上毛新聞   | 1 | 6 | 6  | 1 | 2 | 1 | 共同依存で独自見解もほぼ同じ論調。                            |
| 埼玉新聞   | 0 | 4 | 4  | 1 | 1 | 0 | 共同依存で独自見解は少ない。                               |
| 千葉新聞   | 2 | 7 | 2  | 3 | 1 | — | 1953年前半まで慎重論だが一時全面改憲容認。その後（1956年）再び慎重論、同年廃刊。 |
| 神奈川新聞  | 0 | 5 | 4  | 2 | 2 | 1 | 一部共同利用だが、独自論説はより改憲慎重・反対論。                    |
| 新潟日報   | 1 | 5 | 5  | 1 | 5 | 2 | 政争批判中心。1953、54年は改憲容認、55年以降慎重論へ。              |
| 北日本新聞  | 2 | 2 | 5  | 5 | 6 | 1 | 一部共同利用。1953-55年改憲不可避、その後議論喚起を交えた慎重論へ。        |

|        |   |   |     |     |   |   |  |
|--------|---|---|-----|-----|---|---|--|
| 北國新聞   | 4 | 9 | 7   | 2   | 2 | 1 | 一貫して条文解釈や諸外国の事例を含めた解説。9条改憲に含み。         |
| 北陸新聞   | 1 | 2 | 2   | 5   | 5 | 0 | 一部共同利用。1955年改憲反対を強く出すが、基本は慎重論。         |
| 石川新聞   | 3 | — | —   | —   | — | — | 解説のみ。1952年廃刊。                          |
| 福井新聞   | 1 | 6 | 4   | 2   | 5 | 1 | 共同依存で独自見解ほとんどなし。                       |
| 山梨日日新聞 | 2 | 5 | 5   | 3   | 4 | 0 | 共同依存で独自論説は少数。慎重論。                      |
| 山梨時事新聞 | 2 | 1 | 5   | 1   | 2 | 3 | 共同依存で独自論説は少数。見出しは共同よりも慎重論。             |
| 信濃毎日新聞 | 3 | 8 | 6   | 5   | 5 | 1 | 1954年に一時解説調となるが、それ以外は改憲反対・慎重論。         |
| 南信日日新聞 | 0 | 3 | 7   | 3   | 4 | 4 | 一貫して両論併記で改憲にも含みを持つが全体に慎重論。             |
| 信陽新聞   | 1 | 5 | 0   | 1   | 2 | 0 | 1953年まで激烈な全面改憲論, 1955年以降「穏健化」。         |
| 岐阜タイムス | 4 | 4 | 3   | 2   | 1 | 1 | 共同依存で独自論説は少数だが慎重論。                     |
| 静岡新聞   | 3 | 8 | 11  | 4   | 8 | 2 | 一貫して制定過程・内容を問題視。1954年の一部を除き改憲論(東京だより)。 |
| 静岡民報   | 0 | 0 | (1) | (1) | 0 | 0 | 社説なし。コラムも現状解説。                         |
| 中部日本新聞 | 2 | 7 | 5   | 3   | 5 | 1 | 1954年以降, 第9条など部分的改憲は容認するが慎重論。          |

1950年代改憲論と新聞論説（1952-1957年）（2・完）（梶居）

|         |          |          |          |          |          |          |  |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| 名古屋タイムス | (2)      | (3)      | 0        | 0        | 0        | 0        | 掲載論説少数で慎重論。                                    |
| 東海毎日新聞  | 0        | —        | —        | —        | —        | —        | 掲載なし。1952年廃刊。                                  |
| 新東海     | 0        | —        | —        | —        | —        | —        | 掲載なし。1952年廃刊。                                  |
| 伊勢新聞    | 2        | <b>5</b> | 4        | 2        | 2        | <b>1</b> | 共同依存だが、独自論説はより憲法擁護(1957年)。                     |
| 滋賀新聞    | 1        | <b>8</b> | 4        | 0        | 0        | <b>1</b> | 1954年まで全面改憲、その「沈黙」(1955年『滋賀日日新聞』改題)。1957年憲法擁護。 |
| 京都新聞    | <b>2</b> | <b>3</b> | 4        | 5        | <b>5</b> | <b>2</b> | 1952年暮れから改憲論であるが、1957年憲法擁護へ。                   |
| 夕刊京都    | 0        | 1        | (1)      | (2)      | (2)      | (1)      | 一部共同利用。掲載論説少数だが、改憲慎重。                          |
| 都新聞     | 1        | <b>4</b> | (1)      | (2)      | 0        | 0        | 掲載論説少数だが、改憲慎重論。                                |
| 神戸新聞    | 0        | <b>3</b> | <b>6</b> | <b>3</b> | <b>5</b> | <b>2</b> | 1953年改憲反対。その後も改憲慎重・反対論。                        |
| 神港新聞    | <b>3</b> | <b>3</b> | <b>5</b> | 2        | 4        | <b>2</b> | 共同利用多し。1955年以降慎重論へ。                            |
| 奈良日日新聞  | 0        | 0        | 0        | —        | —        | —        | 掲載なし。1954年休廃刊。                                 |
| 大和タイムス  | 1        | 0        | <b>1</b> | 2        | 1        | <b>1</b> | 国民の無関心を強調する改憲慎重論。                              |
| 和歌山新聞   | 0        | 0        | 0        | 0        | <b>2</b> | 0        | 1956年の両論併記・慎重論の社説他1本のみ。                        |
| 日本海新聞   | 1        | 0        | <b>3</b> | 2        | 0        | <b>2</b> | 1954年は寧ろ憲法擁護に近いが、その後は解説・慎重論。                   |
| 山陰日日新聞  | 0        | 1        | 3        | 0        | <b>5</b> | <b>1</b> | 一時『神戸』と同じ内容。改憲慎重論。                             |

|        |   |     |     |   |     |     |                                    |
|--------|---|-----|-----|---|-----|-----|------------------------------------|
| 山陰新報   | 1 | 1   | 5   | 2 | 6   | 2   | 一部共同利用。共同が慎重論に転ずると独自論説で再軍備中心の改憲主張。 |
| 山陽新聞   | 2 | 6   | 4   | 5 | 4   | 1   | 1954年両論併記的な見解をとるがそれ以外は改憲慎重・反対。     |
| 夕刊岡山   | 0 | 2   | 4   | 3 | 3   | 1   | 共同依存で改憲慎重論。                        |
| 中国新聞   | 0 | 3   | 5   | 2 | 10  | 3   | 関心低下の時期もあるが一貫して改憲慎重論。              |
| 防長新聞   | 4 | 4   | 0   | 6 | 0   | 0   | 全面改憲・自主憲法制定論。1956年以降掲載社説なし。        |
| 徳島新聞   | 0 | 3   | 2   | 3 | 3   | 1   | 一部共同利用。改憲慎重論。                      |
| 徳島民報   | 0 | 1   | 1   | — | —   | —   | 共同依存。独自論説(1953年)は改憲慎重・反対論。1954年廃刊。 |
| 四国新聞   | 1 | 2   | 5   | 1 | 3   | 2   | 共同依存で独自論説もほぼ同じ論調。                  |
| 愛媛新聞   | 1 | 5   | 6   | 5 | 3   | 3   | 関心低下の時期もあるが、一貫して改憲慎重・反対論。          |
| 高知新聞   | 0 | 7   | 7   | 5 | 6   | 1   | 1953年から再軍備目的の改憲の立場だが、1956年以降慎重論。   |
| 西日本新聞  | 4 | 4   | 5   | 7 | 12  | 3   | ほぼ一貫して改憲慎重論だが、同時に議論喚起も強調。          |
| 夕刊フクニチ | 0 | (1) | (1) | 0 | (1) | (1) | 掲載社説少数。1953年全面改憲容認で56年は慎重論。        |

1950年代改憲論と新聞論説（1952-1957年）（2・完）（梶居）

|        |   |     |     |     |   |   |  |
|--------|---|-----|-----|-----|---|---|--|
| 新九州    | 0 | (1) | (1) | (1) | 0 | 0 | 掲載社説少数。1955年は憲法擁護だが、解説中心。                  |
| 佐賀新聞   | 0 | 0   | 1   | 1   | 3 | 1 | 1954年より、両論併記的な解説中心。                        |
| 長崎日日新聞 | 1 | 0   | 3   | 1   | 2 | 2 | 1955年は現状解説だがそれ以外は改憲慎重・反対論。                 |
| 長崎民友新聞 | 0 | 0   | 0   | 0   | 0 | 0 | 社説自体少数のため憲法を論ずることなし。                       |
| 新島原    | 1 | 1   | 1   | 3   | 3 | 2 | 1953年全面改憲を容認するが、その後両論併記・解説。                |
| 時事新聞   | 1 | 1   | 1   | 5   | 1 | 0 | 1952年は現憲法擁護、その後は両論併記的な解説。                  |
| 熊本日日新聞 | 3 | 6   | 2   | 5   | 5 | 1 | 再軍備を中心に改憲を主張。1957年は憲法調査会に期待。               |
| 大分合同新聞 | 2 | 2   | 5   | 1   | 3 | 2 | 共同依存で独自論説もほぼ同じ論調。                          |
| 日向日日新聞 | 2 | 1   | 2   | 3   | 2 | 2 | 一部共同利用。1954年は憲法擁護に近いがその後両論併記的な慎重論。         |
| 南日本新聞  | 2 | 2   | 4   | 3   | 3 | 1 | 1954年は改憲不可避との認識だが基本は改憲慎重・反対。               |
| 東京新聞   | 2 | 8   | 7   | 2   | 7 | 1 | ほぼ一貫して改憲論。                                 |
| 時事新報   | 5 | 12  | 6   | 1   | — | — | 一貫して改憲義務の立場だが、憲法をテーマにして直接論じた論説は少数。1955年廃刊。 |

|        |          |          |          |          |          |          |                                      |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------------------------------------|
| 大阪新聞   | <b>2</b> | <b>5</b> | <b>5</b> | <b>4</b> | <b>3</b> | <b>1</b> | 一時（1954年）改憲不可避・容認の立場をとるが基本的に議論喚起の解説。 |
| 国際新聞   | 2        | <b>6</b> | 2        | 0        | 0        | 0        | 華僑経営で社説は1954年まで。一貫して護憲・改憲反対。         |
| 琉球新報   | 0        | 1        | 0        | 0        | 1        | 0        | 掲載社説少数。やや現状追認的（改憲不可避）。               |
| 沖縄タイムス | 0        | 1        | 0        | 0        | 1        | 0        | 掲載社説少数。再軍備・改憲を不安視。                   |

**太字**は憲法記念日前後（5月1-5日）に憲法をテーマにした社説を掲載。

朝夕刊発行の新聞は原則朝刊社説のみ。（ ）は社説がないため、コラム（『静岡』は「東京だより」）を掲載。識者寄稿は原則、全て除外（『静岡』の高山岩男は論説委員長のため例外とする）。

はじめとした）少数に過ぎず、例えば、準ブロック紙と指摘されることのある有力地方紙『中国』は全体を通じて（特に1956年以降）相対的に憲法問題に関する論説を数多く発表しているが、1952年、1954-55年は関心の低下がみられ憲法を論じることがなくなっている。さらに今日ほぼ全ての新聞が憲法に関する社説を発表する憲法記念日についても、1951年に掲載新聞数が激減して以降1956年、1957年は何とか全体の過半数の新聞が掲載しているが、それ以外は半数にも満たないのであった（ただし『栃木』『時事新報』『東京』など強く改憲を主張ないし改憲当然の立場をとる新聞の中にはあえて憲法記念日に憲法を論じない傾向がみられたことは考慮する必要もあるだろう）。

第3に、（社説を掲載した新聞に限定されるが）改憲の是非についての論調は、表2でも明らかなように、全体的にほぼ一貫して改憲に慎重な姿勢をとる論説を掲載した新聞が多数であった。この点、半谷氏の調査では1952-1954年（渡辺氏の場合は1955年あたりまで）を「改憲論優勢」と把握しているが、確かに1952年と1954年憲法記念日は半谷氏も指摘するよう

に改憲賛成が多くを占めており、特に1954年は今回の調査の中で最も改憲論に勢いがあったことが確認できる。ただしその実態は内外の情勢から「第9条と関連条文のみの改定をやむなく容認」ないし「改憲は不可避」とみるといった非常に消極的ないし条件付きの改憲、さらには改憲に至る事態を「容認」といった見解も全て含めた上での改憲論優位であったことに留意する必要がある、実際に新聞紙面で改憲主張が優勢であったのは1953年後半から1954年前半までのごく限られた時期に過ぎない。例えば、1953年の憲法記念日において改憲を主張する新聞はむしろ極少数に止まっていたのであった。この点、地方紙に影響を与える共同通信が1954年後半まではやや強い調子の改憲主張であったのが慎重論に転じたこと、また東京発行紙の多く（『毎日』『読売』『日経』『東京』『時事新報』など）が改憲論に傾斜していたことに注意する必要がある<sup>15)</sup>。前述したように地方紙の共同通信依存の大きさを考慮すると半谷氏らの調査結果は概ね妥当な見解にはつながっているが、東京拠点のこれらの新聞、通信社の持つ影響力を過大に評価していたともいえる。要するに共同通信の論調に引張られすぎていたと指摘できよう。「1955年以降は改憲慎重・反対論優位」は今回の調査でも同様の結果となったが、転機となったのは1954年後半の保守政党が提起した改憲構想への批判と翌年2月総選挙の結果であったことが明らかとなった。皮肉なことに、全面改憲を明確に主張する鳩山内閣が成立した1954年暮れの時点で、新聞紙面における改憲論は衰退期に入り、以降改憲慎重・反対に転ずる新聞が続出することになったのだった。ただし「慎重論」優勢が「護憲優位」を意味するわけではなかったことにも注意する必要がある。この点、「改憲反対」が最も強くなった1957年の憲法記念日社説でも多くの新聞は日本国憲法の内容が万全とはみなしていないがゆえに将来の改憲の可能性は決して否定してはならず、明確に護憲・改憲反対を主張したといえるのは（全国紙で『朝日』）地方紙は『北海道』を筆頭に『信濃毎日』『愛媛』、1954年以降の『岩手日報』それに華僑経営の『国際』など少数に過ぎなかった。要するに、改憲を主張するに

せよ、護憲ないし改憲反対を主張するにせよ、大半が何らかの留保をつけて議論を展開していたところにこの時期の新聞論調の特徴があった。とはいえ、実際の政治の上での改憲論なり運動は1956年参議院選挙の結果ひとまず挫折するのだが、新聞紙面における論議では、それ以前から、或いは一時期を除いて終始慎重・反対論に押され劣勢であったと総括することはできよう。なお最後まで改憲論の立場であった新聞のうち、『毎日』『東京』は1960年代にその主張を事実上撤回している<sup>16)</sup>。

## (2) 考察（新聞論説における改憲論衰退の要因並びに憲法論説の特徴について）

では、なぜ政治の表舞台ではある程度盛り上がった1950年代改憲論が、新聞論説においては一時期を除き少数に止まったのか、また1950年代の憲法論議全体の特徴はいかなるものであったか。政治レベルでの改憲論・運動挫折の理由とあわせて簡単な推測・考察を進めていきたい。

本論で触れてきたように、日本国憲法改定の動きは、1950年の警察予備隊発足による事実上の再軍備と1952年独立回復前後に明らかとなった憲法制定過程での「押し付け」から始まり、吉田内閣のなし崩し再軍備への不満・批判、そして1953年後半以降のアメリカの圧力や保守勢力連携の動きの中で現実の政治課題として浮上した。全国・地方の新聞もこれら「現実」に対応する形で「押し付け」「翻訳調」「憲法条文と実情のズレ」といった理由で改憲の主張を展開するようになる。ただし警察予備隊発足以降、積極的に再軍備を主張し、主として左派が主張する平和主義を批判したのは『読売』『東京』『時事新報』『河北新報』といった少数の新聞（大半が東京発行の新聞）に止まり、その後「押し付け」批判から『福島民友』『栃木』『信陽』『滋賀』『防長』などが、さらに保守連携の動きもあって数多くの新聞が何らかの形で改憲論に加わるようになった。この点、表3で一時期でも積極的に改憲論を主張した地方紙（他に全国紙『読売』『毎日』）を示しているが、（共同通信を含め）東京を拠点とする新聞と地

表3 積極改憲を主張する新聞の改憲理由

|   |
|---|
| 『読売』 実情に合わない（再軍備中心の改憲）→1956年慎重論へ                        |
| 『毎日』 9条以外にも、条文と実情にズレ（1948年の見直し問題からの主張）                  |
| 『河北新報』 実情に合わない（文体など全体）→1957年現憲法擁護に力点                    |
| 『秋田魁新報』 実情に合わない（再軍備中心）→1956年頃慎重論へ                       |
| 『東京』 実情に合わない、日本弱体化（全面改憲）                                |
| 『静岡（東京だより）』 押し付け・内容（自衛権、「古い」人権）ゆえの全面改憲                  |
| 『滋賀』 押し付け・実情に合わない（全面改憲）→1955年以降沈黙<br>→1957年慎重・現憲法評価     |
| 『京都』 実情に合わない（再軍備中心に多方面）→1957年現憲法擁護に力点                   |
| 『山陰新報』 実情に合わない（再軍備中心）                                   |
| 『防長』 制定過程・実情も（自主憲法・全面改正）→1956年初頭以降沈黙                    |
| 『高知』 実情に合わない（主として再軍備）→56年慎重→1957年平和主義評価                 |
| 『熊本日日』 実情に合わない（再軍備中心に多方面）                               |
| 『室蘭民報』 実情に合わない→1956年以降、現状解説に                            |
| 『石巻』 制定過程・実情（再軍備・元首化など）                                 |
| 『福島民友』 押し付け憲法（全面改憲だが具体的ではない）<br>→1954年後半以降、改憲主張なし、慎重論へ？ |
| 『栃木』 押し付け、内容を含め全面改正（日本の憲法）→1956年6月以降？                   |
| 『時事新報』 日米安保・講和で9条は死文化など（親米）→1955年廃刊                     |
| 『信陽』 押し付け・実情も（全面改正）→1953年まで主張→1955年以降穏健化                |
| 『島原』 押し付け・内容（全面改正）→1956年慎重論へ？                           |
| （共同通信）制定過程、実情に合わない→1954年暮れ以降、慎重論に                       |

方紙のうち比較的発行部数の少ない新聞に多いことがわかる。なお日本国憲法の制定過程も「押し付け」として問題視しほとんど留保なしの全面的改憲を主張した新聞として『石巻』『福島民友』『いはらき（ただし後藤武男社長執筆の論説のみ）』『栃木』『信陽』『滋賀』『防長』『島原』などが挙げられるが、これらの新聞は新興（復興）紙ないし既存の地方紙であっても関東・近畿という全国紙の強い地域にあって他の有力地方紙にも押されていた点、共通している。取り巻く状況が厳しい、或いは元々小規模紙であるがゆえに思い切った主張が展開できたといえよう<sup>17)</sup>。一方で有力な既存地方紙については、例えば『河北新報』『京都』は全面的見直しを展

開するものの保守勢力主導のそれとは絶えず一線を画そうとし、『秋田魁新報』『山陰新報』『高知』などは第9条を改憲すべき対象としてほぼ限定するなど相対的に抑制的な論調だった。よく「都市が進歩的、農村が保守的」とされるが、憲法論議については保守勢力が強いとされる地方の新聞の方が東京発行の新聞に比べ慎重な論調が目につくのであった。

このような傾向は、地方紙の持つ性格に起因しているように思われる。すなわち、一般的に地方紙にはローカルな地元問題を優先し社説も地元問題を掲載する比率が高い。また全国的な問題については共同通信の解説・論説に依存する地方紙も数多くみられたのだが、加えて特に既存地方紙は「一県一紙」であるがゆえ、より「不偏不党」を意識した慎重な論調を掲げる必要があり、さらには日本国憲法・改憲といった微妙な問題を社説で論ずることを避けたのではないだろうか<sup>18)</sup>。これに対し新興紙、特に第2県紙と都市夕刊紙は部数拡大のためにも既存紙に挑戦し論説でも独自の見解を提示する傾向があり、占領期の『民報』『夕刊京都』といった左派系新聞はその代表例であった（なお一方で特に地域紙は、地元密着記事が中心で中央の政治問題への論説はあまり力を入れていない新聞も多い）。1950年レッド・ページ前後に左派系新聞が華僑経営という特殊な新聞である『国際』を除いて消滅すると新興紙で論説に力を入れる新聞は『時事新報』などほとんどが非左派となった。今回調査した時期においてこれらの新興新聞の一部で改憲論が比較的強かったのも当然なのかもしれない<sup>19)</sup>。ただし一方で新興紙は絶えず経営難にあり「はじめに」で紹介したように多くが廃刊に追い込まれていた。そのため論説を含めて力量不足の新聞が多かったことも事実である（これまでみてきたように1950年代都市夕刊紙の多くは社説自体が消滅し、また一部第2県紙は共同通信配信に依存していた）。なお東京発行紙については、一地域に数多くの新聞が競合する地域であって読者層のすみ分けもできていたように推測される。それゆえ政治的主張と政策提言を行いやすい環境にあったとはいえるだろう。ただし東京発行紙の場合、地方紙に比べ中央情勢に過敏に反応する傾向が強かつ

たこともまた否定できない。

また改憲理由について、改憲を主張するほとんど全ての新聞が「憲法条文と現実にズレがある」「実情に合わない」ことを指摘していたのだが、実際のところ、文体を含めて日本国憲法の持つ問題点は数多く強調されるものの、具体的にどこをどう改定すべきかとなると第9条を除いて甚だ曖昧なものに止まっていた。さらに第9条についても、戦争放棄・戦力不保持を「非現実」と断ずる点ではどの新聞も一致しているものの、アメリカとの軍事同盟的な方向を志向する（『読売』『時事新報』など）か、或いは「日本軍復活」の可能性を秘めた自主防衛を志向する（『栃木』『信陽』など）のかでも意見が分かれた。結局のところ、多数の新聞（多くが既存地方紙）は対米関係や保守連携といった時勢に流される形で「やむなく改憲容認」と追随するか、或いは「改憲不可避」との現状認識を示したのが実情であった

この点、前述のように1954年以降明らかになった自由党改正案に代表される保守勢力の全面改憲構想は、第9条はもちろんのこと、天皇元首化や統治機構の権威主義的な再編（地方公共自治体首長の直接公選廃止や参議院改組）、そして何よりも法律をもって憲法に規定されている人権の制限や旧来の家族制度の部分的復活、国家に対する義務の大幅強化といった基本的人権部分での大幅改定を盛り込み、結果として明治憲法への復古をかなりの程度志向するものであった。そのため占領期には日本国憲法の普及・啓蒙の一翼を担い、改憲といっても第9条とせいぜい統治機構の一部改変を想定していた大半の新聞にとっては受け入れがたい内容であったといえる<sup>20</sup>。また保守勢力による改憲構想の提示に対し社会党を中心とする「護憲」勢力が「逆コース」「反動」と強く反発することでこれ以降の憲法問題が保守・革新両勢力の「政争の具」と化したことは、特に「一県一紙」を謳う既存地方紙の憲法問題への「やる気」をそぐことになる。さらに、各種国政選挙（1953年衆議院、1955年衆議院、1956年参議院選挙）の結果、改憲派が必ずしも全幅の支持を受けていないことも改憲論が主張

しにくくなる状況をもたらし、事実、選挙結果後の憲法記念日（1953, 1955, 1957年）においてはいずれも改憲を主張する論説が極めて少数に止まったのであった。

このように、保守勢力による具体的な案の提示とその直後の鳩山政権の成立は、それまで中身が曖昧だった改憲構想の姿かたちを明確にした点では有意義であったかもしれないが、中身が曖昧であるがゆえに様々な可能性を秘めていた改憲論の分裂・解体を進める結果になった。この点、親米（安保体制強化）の立場から第9条改憲を主張してきた『読売』や『秋田魁新報』『高知』、「押し付け」理由の全面改憲を唱えた『福島民友』『滋賀』、さらに現実とのズレ解消のため改憲もやむなし、不可避と認識していた数多くの地方紙、さらには共同通信が続々と改憲論から脱落するようになり、1957年憲法記念日には改憲派であったが平和主義・「反動的」な改憲論双方に批判的で憲法と法律との関係などについて独自の意見を展開してきた『河北新報』や『京都』も、保守主導の改憲構想を危険視して憲法擁護に転換するに至る。保守勢力のいう改憲を支持したのは『石巻』『栃木』『東京』『山陰新報』、そして1955年に廃刊に追い込まれていた『時事新報』程度に過ぎず、論議喚起という形で改憲の必要をにじませる『毎日』『熊本日日』などを含めても改憲を主張する新聞は少数派に止まることになったのだった（もっとも、アメリカとの関係をどう考えるかとなると『栃木』『信陽』と『時事新報』は見解を異にしている。『栃木』『信陽』は人権規定も含めて「現行憲法＝日本弱体化」を全面に出し「憲法を押し付けたアメリカ」への反発も滲ませるのに対し、『時事新報』は『読売』以上の親米路線ゆえに第9条改憲を伴う軍事同盟を当然視している。また選挙という国民の信任を受けた政府をむやみに批判する勢力、とくに「民主主義の敵」＝「赤」に対しては不寛容であるべきとして基本的人権の制限を伴った公共の福祉の活用、教育・治安立法の全面支持の立場を明確にし、米軍の沖縄統治や水爆実験も肯定していた）。

こうして改憲反対・慎重論の新聞が多数を占めることになるが、これら

の新聞は保守勢力の改憲構想を「復古」的と解し、また吉田路線も「憲法の形骸化」と批判した点は比較的明瞭であったが、改憲論をとる新聞とは逆に第9条、殊に自衛隊や日米安保条約との関係になると歯切れが悪くなった（もちろん、改憲論を主張する新聞に比べると第9条の持つ意義・画期性を評価していたことは間違いないが）。この点、例えば『北海道』は全面改憲につながるとの理由で第9条改憲にも明確に反対であったが、自衛権については警察予備隊発足当時から認めている。他の改憲慎重・反対の新聞もまた自衛権はもちろん、警察予備隊・自衛隊の存在を認めていた。従って、第9条と自衛隊との整合性、「戦力」と「武力」「自衛力」との関係はどう説明するかという吉田内閣が苦慮したのと同様の難問にこれらの新聞は直面することになる。1953年『朝日』『毎日』『西日本』の憲法問題調査のための機関設置の提案、『北國』『中国』『西日本』などによる憲法第81条（最高裁の法令等審査権）の積極的活用の主張が展開されているが、これら提案・主張は第9条にまつわる「難問」の解決を企図したものであったことは間違いない。ただし、これらの新聞も含めて問題の解決案自体を提示することはつとめて避けたのだった（この点、改憲論を主張する新聞は「第9条改憲」を提示していた）。結局のところ、これら「護憲」派といわれる新聞もまた、第9条に象徴される「条文と現実のズレ」の存在については改憲を主張する政治勢力・新聞と類似した認識であったといわざるを得ない。

また安保条約・体制については『信濃毎日』『中国』『西日本』が日米行政協定や基地問題を指摘し、『北海道』になると安保条約廃棄をも一応視野に入れた議論を展開してはいる。ただし、『北海道』や中華人民共和国との関係を重視する『国際』はともかく、このような主張は不平等な日米関係を是正せずに「自主憲法」を目指すことの非現実性、改憲論への批判としては有効であろうが、日米安保を抜本改革すれば改憲も可能との主張につながりかねないものでもあった。この点、全国紙で一貫して「護憲」を唱えていた『朝日』の場合、独立当初から憲法と安保の両立、保安隊・

自衛隊の存在を容認し、その上で第9条を本格的再軍備阻止のための「歯止め」と理解する姿勢をとっていた。これは制定当時の憲法（第9条）理解からするとまさに「解釈改憲」ともいえそうな見解であったが、先行研究＝半谷氏の調査によると1960年代に入ると多くの改憲反対の新聞が『朝日』と同様の理解ないし「第9条は内外に対する政治的宣言」としたいわゆる高柳理論を採用するに至っており、その上での「護憲」を主張するのであった<sup>21)</sup>。

加えて第9条関連の問題以外について改憲反対の立場をとった新聞は前述のように吉田内閣が進めた「復古的」国内体制再編のための教育・治安立法を「憲法の形骸化」「逆コース立法」として批判し、経済的理由からの再軍備反対、さらには米軍基地の問題をも訴えてはいた。しかしいづれの場合においても問題を憲法と結びつけて論ずる点では不十分なもの、というか結び付けた論説自体がごく少数であった。例えば、1954年の第5福竜丸被爆事件について同年の憲法に関する論説でわずかとはいえ言及したのは『北海道』に過ぎない。また1957年憲法記念日における『デーリー東北』のミニコラムは「憲法よりも国民生活を」と訴えている。確かに憲法論争に熱中して国民生活をないがしろにする政治への批判としては適切であるが、憲法が国民生活と結びついたものであるという視点が欠落していたと言わざるを得ないだろう。さらにいえば、1953、54年を中心に多くの新聞が内外情勢に流される形で「改憲やむなし」の立場をとったが、改憲慎重・反対を主張する新聞の場合もまたその多くは「慎重に対処せよ」「軽々に変えるべきでない」といった現状維持的な立場からの反対であった（本稿で「護憲」でなく「改憲慎重」という言葉を多用したのはこのためである）。1955、56年に憲法調査会法案が提案されると、強く改憲に反対する新聞はこの調査会の目的（＝改憲の準備）ゆえに反対姿勢は変えなかったものの、（改憲派はもちろん）改憲慎重の立場をとる新聞の多くもまた「議論の場の設定」として一定の理解を示している。そして1957年憲法記念日においてはとりあえず現憲法を尊重しつつ憲法調査会に今後をゆ

だねるといふ問題の先送りを図ったのだった。この点、興味深いのは慎重論の立場をとる新聞論説の多くは、（比較的明快な主張を読者に提示した具体的政策・法案、内閣への態度に関する論説などとは異なり）、解説・論点整理を行ったうえで問題の賛否は専ら読者に委ねるものが多いことにある。結局、特に「一県一紙」の既存地方紙は慎重な論調を掲げる必要があったことを無視はできないものの、多くの新興紙も含めて日本国憲法制定期にみられたある種の大勢順応主義、横並びの傾向が1950年代においても依然として強く、状況に応じて改憲を容認し、状況に変化（例えば1954年保守主導の改憲構想提示）が生ずると改憲慎重・反対にまわっていたといわざるを得ない。社説自体が議論の置き方・力点を変えるとすぐに問題への見解・態度を（例えば積極改憲から慎重論へと）「転向」することを可能とする構造を持っていたのではないだろうか。ただこのような非常に慎重な姿勢＝ある種の「保守性」が性急な改憲主張を抑制する契機にもなったとはいえるだろう。

こうみると、この時期の改憲に賛成した新聞、反対だった新聞、いずれの側にも様々な問題を抱えていたといわざるを得ない。ただしこうした状況は新聞にのみ責任・問題があったとも思えない。というのも、今回主に地方紙に掲載された世論調査を脚注で紹介してきたが、いずれの調査でも（概ね改憲賛成が反対を上回るという特徴も興味深い）「わからない」の比率が異常に高く、改憲の是非が最も大きな争点であった（とされる）1956年参議院選挙でも候補者の公約で特に重視する項目の中で「憲法改正」と答えたのは18.6%に止まっていた。憲法訴訟運動の端緒とされる朝日訴訟が開始されたのが施行10周年から3カ月たった1957年8月であることも考慮すると、日本国民の間にそもそも憲法の持つ機能や憲法と国内外問題との関係を考えたり、あるべき憲法について議論する環境が整っていたかどうかさえ疑問である。この点、護憲か改憲かで動揺した新聞の中には1955年頃から憲法に対する国民の無関心・認識不足を指摘する社説が目立つようになったのだった。

従って、渡辺氏は「1950年代改憲策動は、他ならぬ憲法によって作られた戦後社会によってつぶされた」と総括しているが<sup>22)</sup>、施行10年までの新聞論説をみる限り「戦後社会」を「反動的」な保守派主導の改憲構想と対抗できるものと解しやや過大に評価しているように思われる。本論でも触れたように、多くの新聞が選挙結果という「国民の声」にも影響され改憲慎重の立場に立ったことは事実であるが、その選挙結果をみてもまた世論調査をみても改憲支持・容認する勢力が絶対反対を上回っていた事実を考慮すると、むしろ「1950年代改憲論・運動は、他ならぬ憲法によって規定された改正発議に必要な総議員3分の2の壁によってつぶされた」とまとめる方がより適切ではないだろうか。

### おわりに (簡単なまとめ)

憲法とはその国の最高法規であり、「国のかたち」を決めるものである。従って、当然尊重しなければならないし、修正についても軽々に対処すべきものではない。とはいえ、あるべき「国のかたち」を再考するためには、盛り込まれた内容の吟味・再検討もまた不断に続ける必要があるだろうし、修正もまた（限度についての議論は存在するとはいえ）必要とされるなら躊躇すべきではない。ことに日本国憲法は、制定過程並びに「モザイク模様（古関彰一）」とも指摘される内容であるから、しかるべき時に再検討を議論する場はある意味必要であろう（検討の結果、憲法を修正すべきか否かはここで議論する問題ではない）。この作業は主権在民を謳う憲法を「骨肉化」し、名実ともに憲法を主権者たる国民のものにするためにも必要であると考えられる。その際、国民に決定的な影響を与えるとまではいかないにせよ、最も身近なメディアであった全国・地方の各新聞の持つ役割は決して小さいものではない。

しかしながら、本論で紹介してきたとおり、独立回復からの5年間は一方で明文改憲が声高に叫ばれ、他方護憲論も主張された時期であるにもか

かわらず、憲法問題への各新聞の意見表明は概して低調なものであり、掲載したとしても主張というより現状解説風の文章が多くを占めた。要するに政治の表舞台における動きに呼応することができず、論議の場を提供することにに関して（全くできなかったとはいえないだろうが）不十分な役割しか果たすことができなかったのだった。

新聞論説で憲法問題が低調であった理由は、多くの地方紙が共同通信の配信に依存した事からも明らかのように、有力紙を除いてもそもそもこの問題を論ずる能力に問題があったという事情もあっただろうが、要は軽々に論ずることが難しいテーマのように感じたためであったからと推測できる。もっともこの問題を「政争の具」になることをたびたび批判して慎重な対応を求め、超党派的さらには国民的な合意が改憲実現には必要という主張は、国会での発議さえ「国会議員の賛成3分の2以上が必要」という厳格な憲法改正要件を意識してのものであってもちろん誤りではない。しかし一方で各政治勢力の考えの違いを軽視して憲法改正も結局のところ政治的行為であることを無視するような議論でもあり（そもそも、いかなる国においても憲法の制定・修正というのはその時々々の政治的妥協の産物である）、「不磨の大典」とされた明治憲法の時代とは比べられないにせよ、多くの新聞が「奥歯に物が挟まった」慎重姿勢のみ目立つ論説を展開したことも相まって、新聞の読者である一般国民に対して憲法というものを何か「縁遠い存在」であるかのように感じさせる結果すら招いたといえよう。

もちろん、このような評価はいささか厳しすぎるかもしれない。敗戦から10年程度しか経過しておらず、国内の経済復興、生活向上に必死であった時代に憲法のことを熟考するのは（特に読者である国民には）困難であるといえるし、そうしたなかで戦前回帰・復古的色彩の強い全面的な改憲構想が続々と出てくる事態は多くの新聞にとって想定内かもしれないが当惑そのものだったように思われる。結果、本論で紹介したように積極的な改憲賛成の新聞は少数に止まる。ただし積極的な反対もまた少数に過ぎ

ず、「慎重論」というある種の現状維持・先送り論が多数を占めることになった。率直に言って、明快な見解を期待した読者には物足りない内容だったかもしれない。ただ、当時の世論調査をみる限り、「わからない」とする意見が非常に多いとはいえ人権規定の改変も含めた改憲に賛成する意見も意外に多かった状況を考えると、「鈍い」が「バランスをとった」論調をとったことで（「3分の2」の厚い壁が明文改憲挫折の直接の要因であるとはいえ）保守勢力主導の改憲を挫折させるのにある程度「貢献」したと評価できるかもしれない。また「護憲」とまでは主張しなかったとしても、日本国憲法に比べて人権制限や権威主義的体制を志向する保守勢力の改憲構想に対しては現状維持的な傾向の強い新聞を含めた多くが「逆コース」ないし「復古的」と評価したことによって「改憲=反民主的」との理解・言説が形成され、現在に至るまでこのイメージが地方紙を中心に定着していったこともまた間違いない。そして現在、東京発行紙の多くが「第9条と現実のズレ」、「日米同盟強化」という観点から改憲志向を強めるのに対し大半の地方紙が改憲慎重・護憲を依然崩していないのが現状であるが<sup>23)</sup>、近年の保守勢力による改憲構想（例えば「常に公益及び公の秩序に反してはならない（草案第12条）」など「公益」や「公の秩序」を多用して人権制約を図り、権力ではなくまず国民に対して憲法尊重義務を課そう（同第99条）とする2012年発表の自民党「憲法改正草案」<sup>24)</sup>）をみる限り、1950年代の改憲構想を「復古的」と評した当時の新聞の見解が今日の改憲論についてもなお適用できるように考えられるのである。第9条の問題とあわせ、憲法論議をめぐるこうした状態はいつまで続くのだろうか。

(完)

1) なお、前回総選挙（1952年）では改憲対象にさえなった最高裁判所判事の国民審査（憲法第79条）に関する論説が、1955年総選挙においてはほぼ憲法問題からは外れた制度の説明・啓蒙に終始したことも指摘しておく必要もあるだろう。

2) この『熊本日日』コラムは普段の同紙社説と論調がかなり異なっているが、社説の論調

に変化が生じたわけではない。コラムもこれ以降特に憲法擁護の立場をとったわけではなく、社説とは書き手が異なる可能性はある。

- 3) 調査結果は以下のとおりである。
- 憲法改正についての代表的な2意見（鳩山首相、野党指導者）どちらに賛成ですか  
鳩山首相 35.6% 野党指導者20.4% わからない44.0%
  - 自衛のための軍隊はある程度持つように憲法を改正した方がいいとお考えになりますか？  
ある程度軍隊をもつように改正46.4%  
軍隊をもたない今の憲法のままでいい27.5% わからない26.1%
  - 憲法改正について  
全面改正6.3% 一部改正36.7% 改正する必要なし19.0% わからない38.1%
  - （改正派のみ）改正した方がいいのはどんな点ですか  
天皇 3.7% 戦争放棄22.0% 基本的人権4.8% 国会 3.2% 内閣2.1%  
司法2.9% 財政4.1% 地方自治5.4% どこということはいえない9.4%
  - 改正の見通し  
保守党内閣が続いて憲法を改正する 23.9%  
なかなか改正までいかないだろう 30.4%  
わからない 45.7%
- 4) 憲法調査会に反対する新聞の内『北海道』は提案として国会に調査会を置くことを提案している（2月16日社説）。
- 5) 『中国』は1956年1月5日（伊藤満）、13日（田上譲治）、22日（伊藤満）に憲法問題に関する外部寄稿を掲載している。
- 6) 他に『神奈川』が「もう一度読みなおそう 憲法読本」という全24回の連載記事（1956年2月22日-3月19日）、『東奥日報』が「改正手続きからみた現行憲法」という11回連続の解説記事（主筆である楠見隆之進の執筆）を掲載している（1956年3月6-17日）が、結論はいずれも改正には慎重であった。
- 7) なお貧弱な社会保障制度に代表される憲法25条の空文化については多くの新聞論説が指摘してはいるが、「憲法（第25条）」を社説の題目にした新聞は紹介した『佐賀』を除きほとんどない。
- 8) 念のために、この「憲法研究会」は1953年に神川彦松、大西邦敏、黒田覚ら法学、政治学研究者を中心に結成された研究会であり、敗戦直後にGHQの憲法草案に影響を与えた憲法研究会とは全く別の組織である。
- 9) 「新聞調査連盟：参議院選挙（6月15、16日調査）結果は以下の通り（憲法関係のみ）。
- 第4問 あなたは候補者の公約のうち、次のどれを特に重視しますか  
憲法改正18.6%、日ソ交渉6.7%、生活に関する施策40.1%  
国会の暴力を反省しているか5.8%、その他3.5%、わからない25.3%
- 第5問（憲法問題に関連し）今度の参議院選挙での期待する結果は  
自民党が3分の2以上獲得 17.5% 社会党が3分の1以上獲得 21.9%  
選挙後両党で和合 25.6%、その他 1.5%、わからない33.5%

- 10) 本論からはやや外れるが、筆者はこの参議院選挙結果に関心をもっている。すなわち当選者は自民党61、社会党49、全国区は自民党の候補者乱立もあって社会党が上回り（19対21）、また地方区の得票率は自民党と緑風会が合計51%に対し社会党39%であって、社会党が第1位になったところは18もある。これらの数字は社会党が自民党の半分強の得票率・当選者に止まった1958年衆議院選挙、1959年参議院選挙と比べ社会党が相当程度善戦していることを示している。やはり「改憲の是非」という争点が選挙結果に大きな影響を与えたとみるべきだろうか。社会党のその後に与えた影響や緑風会衰退も含め、これらの事実をどう評価すべきについては今後の課題としていきたい。
- 11) もっとも『毎日』は社説掲載と同じ日、同じページに阿部真之助「選挙の結果を批判する」を掲載しており、保守党はもっと堂々と憲法改正を説くべきであったが社会党は改憲を改悪と決めつけ軍備問題を徴兵制・戦争に結び付けたことで婦人層、若者にアピールしたと主張している。一方、『西日本』では山川均が寄稿を寄せており、選挙結果を肯定的に評価した上で投票率がそれほど上がらなかったが、これは「政治意識の低い層」が棄権した結果であったという指摘をしている。
- 12) 1956年10月実施の政府世論調査の結果は次の通りである（『中国』1957年2月18日社説より）。
- 現憲法の内容について：全く関知せず35% 旧憲法との違いを明確に指摘できる36% 不明・漠然とした内容のみ指摘できる29%
  - 憲法改正手続きについて：全く知らない66% 国民投票が必要を知っている27%
  - 憲法改正に対する賛否：賛成29% 反対26% 一概に言えない9%
- なお『中国』は2月9日に改めて防衛と憲法の関係を読者に問いかける社説も掲載している。
- 13) なおこの『いはらき』の社説は「わたくし」という表現が用いられており、後藤武男社長が執筆した可能性がある。その場合、人権条項に限定した評価ではあるが、1954、56年に後藤が展開していた全面改憲論とは大きく異なった論調に変化しているとは指摘できよう。
- 14) 半谷氏の調査によると、これに東京発行の『ジャパン・タイムズ』も改憲論の立場をとっていた。
- 15) 例えば、1954年憲法記念日に東京発行の有力紙で「護憲」の立場をとっていたのが『朝日』だけであったことを想像するといいただろう。
- 16) 『毎日』は1962年に論議喚起を含んだ時期尚早論、翌年に改憲慎重ないし反対論へと転換した。『東京』の場合、1961年1. 憲法改正、2. 核武装を含む再軍備促進、3. 国府（台湾）を正統政府とする「一つの中国」という「編集三原則」を定め改憲主張を維持しようとしたが、経営悪化もあって1963年『中部日本』との業務提携に踏み切り、1967年事実上吸収されることで改憲論も完全に撤回した。『東京』については『内幸町物語——旧東京新聞の記録』（内幸町物語刊行会、2000年）参照。
- 17) もっとも、激烈な改憲主張といった思い切った論調をとることは一部読者の支持を得る一方で、さらに読者が離れる危険性もあったことは言うまでもない。例えば、1954年10月まで全面改憲を主張していた『滋賀』は翌11月から社説自体が時々しか掲載されなくな

- り、2か月の休刊（1955年5月-7月）後から復刊した直後の論説（7月27日）で「党派的」主張をしないことを強調している。また同様に全面改憲派であった『福島民友』『栃木』『信陽』『防長』もある時期から急に憲法問題を社説で取り上げなくなっている。
- 18) この点十分調査をしておらず推測にすぎないが、他にも改憲・復古志向の強い保守勢力といっても改進黨革新派に代表される改憲消極論の存在や吉田と反吉田の抗争（当然地方でもこの対立は波及していたであろう）が長期間続いたこと、各種団体も完全に保守支持だったとはいえず社会党に近い組織が存在していたことも「一県一紙」の既存地方紙の論調を慎重・あいまいなものにさせたように考えられる。もちろんこれは一般論であって各県毎に状況の違いがあったことは間違いない。この点、「改憲反対」の主張が強い新聞についてみると、『北海道』の北海道、『信濃毎日』の長野、『西日本』の福岡は社会党の強い地域であるが、例えば『南日本』の鹿児島は全国でも有数の保守王国であり、『愛媛』や『岩手日報』も保守勢力の強い地域である（ただし、『岩手日報』『愛媛』は外部論説をみる限り県教組をはじめとする教育界の影響力が一定程度あったように推測されるが）。一方、改憲色の強い新聞では例えば『熊本日日』が1952年5月徳富蘇峰の単独論説を掲載しているが、調査した限り、新聞の論調とその地域の政治状況はある地域では該当し、別の地域では特に関係はなかったとしか現時点では言えない。「慎重ではない」論調の新聞を中心に新聞論調と当地の政治状況の関係について社史、県（政治・社会）史調査を行うことを今後の課題としたい。
- 19) 今回調査した時期においても、例えば、改憲反対の強い既存紙『北海道』『信濃毎日』に対して『北海タイムス』『室蘭民報』『信陽』『南信日日』が少なくとも改憲を視野に入れた主張（特に『信陽』はかなり激烈な改憲主張）を行っており、自己主張の少ない既存紙『福島民報』『下野』に対しては『福島民友』『栃木』がかなり強い調子で改憲を主張していた。
- 20) この点、『朝日新聞』の社内資料（小川光男『憲法——当面の諸問題と改正上の論点（朝日新聞調査研究室報告社内用37）』1952年）をみても、憲法改正の主たる対象として検討されているのは第9条と統治機構であって、人権規定は「緊急事態に対する措置」でのみ軽く触れられているにすぎないことは「護憲」の立場の新聞とはいえ注目する必要があるだろう。
- 21) なお小林孝輔、前掲論文は60年安保以降の新聞論調を自民党政権の解釈改憲路線に妥協的として批判的であったが、9条問題に限定しているわけではない。
- 22) 渡辺治、前掲書、326頁。
- 23) この点、丸山重威、前掲書を参照のこと（現在、地方紙で明確に改憲の立場をとっているのは『北國』1紙である）。
- 24) 2012年憲法記念日前後の社説のなかでは、『読売』『産経』（どちらも全国紙）は自民党案を肯定的に、『北海道』『信濃毎日』『京都』『中国』『南日本』、それに共同通信配信は批判的に評価している（『東京=中日』『愛媛』『琉球新報』などは憲法擁護ないし条文の実践を説いている）。なお『毎日』『秋田魁新報』『福井』『佐賀』が明確な評価を避けた解説であった。

(追記1) 前号の目次のうち以下の部分を訂正する。

(誤)「Ⅱ. 鳩山内閣期の新聞論説」→(正)「Ⅱ. 鳩山内閣期の憲法論議と新聞論説」

(追記2) 本稿は、平成21～23年度科学研究費補助金(基盤研究C, 課題番号21520696)「1950年代の憲法論議——地方ジャーナリズムを中心に」、並びに平成23, 24年度科学研究費補助金(若手研究B 課題番号23720332)「朝鮮戦争と日本の新聞論説に関する研究」による成果の一部である。

(追記3) 本稿は、末川清「ふたつの論調」(『洛味』第557集, 1999年)への筆者なりの応答でもある。日本国憲法の改正論議をめぐる歴史は、実は筆者の法学部卒業論文テーマの「有力候補」であったが、本文で紹介した渡辺治氏の名著に「圧倒」され断念した経緯がある。とはいえ、文学部時代の恩師である末川先生とは憲法問題(歴史と現状)について度々先生の御自宅でおしゃべりをし、新聞論説から憲法問題に接近する研究を始めたことを報告した際には強い関心を示されたことを記憶している。恐らく、先生は法律とは無縁の歴史論文に過ぎない本稿を『立命館法学』というおよそ「場違いなところ」で発表したことには苦笑され、またいかにも冴えない本稿の結論には(先生自身の御体験を交えつつ)いろいろ異論を述べられたように思う。ただ筆者としては先生がお元気なうちに本稿を発表できなかったことが残念でならない。